

令和4年6月7日から
令和4年6月8日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和4年標茶町議会第2回定例会会議録目次

第1号(6月7日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
総務経済委員会所管事務調査報告	6
厚生文教委員会所管事務調査報告	7
一般質問	8
鴻池智子君	8
松下哲也君	9
深見迪君	12
渡邊定之君	22
後藤勲君	25
鈴木裕美君	29
類瀬光信君	34
報告第3号 専決処分した事件の承認について	50
延会の宣告	52

第2号(6月8日)

開議の宣告	58
報告第3号 専決処分した事件の承認について	58
報告第4号 専決処分した事件の承認について	60
報告第5号 専決処分した事件の承認について	63
報告第6号 事故繰越し繰越計算書の調製について	65
報告第7号 繰越明許費繰越計算書の調製について	66
議案第29号 標茶町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について	67
議案第30号 財産の取得について	70
議案第31号 財産の取得について	71
議案第32号 工事請負契約の変更について	72
議案第33号 工事請負契約の締結について	73
議案第34号 工事請負契約の締結について	73
議案第35号 釧路公立大学事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について	75

議案第36号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	76
議案第37号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	76
議案第38号	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	76
議案第39号	標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	79
議案第40号	標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	83
議案第41号	釧路町村公平委員会委員の選任について	84
議案第42号	釧路町村公平委員会委員の選任について	84
議案第43号	釧路町村公平委員会委員の選任について	84
議案第44号	令和4年度標茶町一般会計補正予算	86
議案第45号	令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	86
議員提案第1号	専決処分事項の指定についての一部改正について	88
意見書案第2号	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書	89
意見書案第3号	2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	90
意見書案第4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	90
意見書案第5号	消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書	91
閉会中継続調査の申し出について	(総務経済委員会)	92
閉会中継続調査の申し出について	(厚生文教委員会)	92
閉会中継続調査の申し出について	(広報委員会)	92
閉会中継続調査の申し出について	(議会運営委員会)	92
議員派遣について		92
日程の追加		92
議案第44号	令和4年度標茶町一般会計補正予算	92
議案第45号	令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	92
	(議案第44号・議案第45号審査特別委員会報告)	
閉議の宣告		93
閉会の宣告		93

令和4年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年6月7日（火曜日） 午前10時27分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 5 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 報告第 3号 専決処分した事件の承認について

○出席議員（12名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |
| 5番 熊 谷 善 行 君 | 6番 鈴 木 裕 美 君 |
| 8番 深 見 迪 君 | 9番 本 多 耕 平 君 |
| 10番 黒 沼 俊 幸 君 | 11番 鴻 池 智 子 君 |
| 12番 後 藤 勲 君 | 13番 菊 地 誠 道 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 〇 彦 君 |
| 副 町 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 正 行 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 長 野 大 介 君 |
| 税 務 課 長 | 齋 藤 和 伸 君 |
| 管 理 課 長 | 山 崎 浩 樹 君 |
| 農 林 課 長 兼
農 委 事 務 局 長 | 村 山 尚 君 |
| 住 民 課 長 | 村 山 新 一 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 浅 野 隆 生 君 |

建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	油谷岳人君
育成牧場長	若松務君
病院事務長	伊藤順司君
やすらぎ園長	穂刈武人君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	常陸勝敏君
指導室長	秋山豊君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部重典君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(菊地誠道君) ただいまから、令和4年標茶町議会第2回定例会を開会します。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時27分開会)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

4番・松下君、 5番・熊谷君、 6番・鈴木君

を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月8日までの2日間といたしたいと思ます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、6月8日までの2日間と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤口彦君)(登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の点について補足いたします。

「森と川の月間」事業についてであります。例年開催されておりました「森と川の月間」関連事業が昨年に引き続き、新型コロナウイルスの影響を受けて一部中止または延期となった事業がございましたが、全て終了しましたので、結果についてご報告申し上げます。

「森と川の月間」事業は、標茶町自治会連合会を初めとする7つの団体で組織される連絡

協議会により、「人と自然が共生する環境」を目指して関連事業を実施するものであります。

今年度は、植樹や清掃など4本の事業に、企業や団体からの協賛もいただき、一部は関係者のみで実施いたしました。

事業の内容につきましては、第29回シマフクロウの森づくり百年事業植樹、第28回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹、第21回虹別萩野魚付保安林再生事業植樹の3事業で2,900本の植樹が行われ、厚岸町民の森植樹、第19回摩周・水・環境フォーラムは秋に延期となったところでございます。

また、清掃活動としましては、自然の番人宣言の統一行動として西別川清掃が行われ、約40キログラムのごみが回収されました。

なお、第22回町内クリーン作戦、釧路湿原クリーンデーは中止となったところでございます。

これらの活動は「自然と産業と人が共存する社会を形成する」という趣旨のもと、実施されているところであり、新型コロナウイルスの影響がなくなった後におきましては、この「森と川の月間」活動の充実と、より多くの方々の参加が得られるように努めてまいりたいと存じます。

以上で、今定例会に当たっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 令和4年第2回定例町議会に当たり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下3点について補足し、ご報告申し上げます。

初めに、令和3年度町内各中学校卒業生の進路状況及び令和4年度各学校の現況について、ご説明いたします。

今年3月に町内中学校を卒業した生徒の進路状況であります。卒業生は総勢81名で、うち80名が進学しました。

進学先の内訳は、標茶高校へ34名、釧路管内公立高校へ34名、管外の公立高校及び私立高校などへ12名となっております。

次に、令和4年5月1日現在の幼稚園・学校の状況であります。入園・入学者数につきましては、幼稚園は、4歳児10名の入園者で、昨年と比べ2名の増。小学校は、46名の入学者で、11名の減。中学生は、71名の入学者で、10名の増であります。標茶高校は、66名の入学者で、8名の増となりました。

在籍状況につきましては、幼稚園は、17名在籍し、昨年と比べ1名の増。小学校は、328名在籍し、33名の減。中学校は、194名在籍し、16名の減であります。町内小中学校の在籍総数は、522名で昨年と比べ49名の減となりました。標茶高校は、182名在籍で、昨年と比べ2名の減であります。

学級数につきましては、小学校が40学級で3学級の減、中学校は18学級で2学級の減であります。そのうち、特別支援学級につきましては、小学校が17学級で、在籍児童数52名、中

学校は7学級で、在籍生徒数18名であります。

次に、教職員数であります。小学校は70名で昨年と比べ5名の減。中学校は47名で、増減なしであります。全体では5名の減となりました。また、今年度も、教員定数加配として、指導方法工夫改善で標茶小学校へ1名、標茶中学校へ2名、知的学級加配で標茶小学校へ1名、情緒学級加配で虹別小学校へ1名、標茶中学校へ1名、外国語専科加配で標茶小学校へ1名、体育エキスパート加配で標茶小学校へ1名、合計8名の特別配置をいただいております。

なお、町として特別支援教育支援員を標茶小学校に7名、虹別小学校に2名、標茶中学校に3名、虹別中学校に1名配置いたしました。

2点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

5月1日根室市で開催された「第23回小学生ABCバドミントン大会兼全国小学生ABCバドミントン大会北北海道予選会5・6年生の部」において、塘路小学校6年鷺見元春さんが優勝し、6月25日から北見市で開催される全道大会の出場権を獲得いたしました。

5月7日、8日釧路市で開催された「第17回釧路厚生社杯中学校軟式野球選手権大会兼第38回全日本少年軟式野球北海道大会釧路地区予選」において、「標茶中学校、塘路中学校、虹別中学校、弟子屈中学校合同チーム」が優勝し、7月16日から千歳市・北広島市で開催される全道大会の出場権を獲得いたしました。

今後もさらなる活躍を期待するものであります。

3点目は、標茶町立図書館への図書寄贈であります。

標茶町ライオンズクラブ様から児童図書17冊（5万円相当）の寄贈をいただきました。

昭和50年から毎年子どもたちの読書推進を願い、今年で累計2,344冊（総額320万円相当）となりました。

心より感謝の意を表すものです。

以上で今定例会に当たっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩をいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時39分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第4。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・松下君。

○総務経済委員会委員長（松下哲也君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項は「茅沼地区観光宿泊施設改修事業の進捗状況について」であります。

総務経済委員会所管事務調査報告書

調査日時、令和4年4月26日。調査場所は茅沼地区観光宿泊施設であります。調査事項、茅沼地区観光宿泊施設改修事業の進捗状況について。出席者については、記載のとおりであります。

調査の経過及び内容。提示された資料に基づき説明を受けました。

主な説明内容として、この工事は建築主体、機械設備、電気設備の3件に分離して発注されております。

工事種目は増築と改修で、延べ床面積はRC棟が1,433.35平方メートル、木造棟が607.67平方メートル、渡り廊下棟が10.80平方メートルでエレベーター部の増築部分を含めて計2,051.83平方メートルであります。

工期は令和3年10月1日から令和4年10月31日の13か月である。

工事の進捗状況は外部、内部とも既存の仕上げ材、建具等の撤去を完了し、木造棟は間取り変更に伴う間仕切り壁の施行及び石膏ボード張りまで終了し、それに伴う換気及びエアコン機器設置、照明配線工事が完了している。外部はサッシの取りかえ、サイディングの張りかえを完了している。RC棟の内部は耐震補強壁の増設を完了し、外部は既存塗装塗膜の剥離をし、外壁躯体のクラックや欠損部の調査を実施している。

現段階の進捗率は3月末時点で予定25.6%に対し24.13%となっており、全体の工程からして問題ないと判断しております。

ウッドショックや原油価格高騰、半導体や電子部品の供給不足により世界的に納期に影響を及ぼしている状況だが、早い段階での資材発注など工期内での完了に向けて努力している、という説明であります。

委員会の所見

昭和53年建設のRC棟のコンクリート躯体を見ることができたが、さらなるクラックと欠損部の調査に留意していくべきと考える。今後、外構工事も行われるが、冬期間の工事を少しでも少なくなるよう着工時期を早める方策を検討すべきである。

安全対策には万全な留意を図り、無事故で工事を終えることを望む。

以上であります。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご質疑はないものと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第5。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長（深見 迪君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

厚生文教委員会所管事務調査報告

調査日時、令和4年5月18日午前10時から行いました。調査場所は標茶町役場議員室であります。出席者は書いてあるとおりでありますので、お目通し願います。

調査事項は「後期高齢者医療制度の現状と課題について」であります。

先に主な資料説明が行われました。この中では、令和4年度では後期高齢者1,353人で、人口の18.8%、これは14年間で約4%増加しているとの説明がありました。そしてこのうち、10月から一定以上所得のあるため2割負担となる対象者、これが北海道が全体のうち約20%であることから推計して、標茶町、本町は、およそ260人程度が今まで1割負担から2割負担になるという説明もありました。

窓口負担割合が2割となる人については、令和4年10月1日の施行後3年間、1か月の外来医療の負担額を3,000円までに抑える配慮措置があるという説明も、同時に行われました。このことについては、入院は対象外であるという説明もありました。

主な質問について述べたいと思います。「若人の負担が多い。今後も負担率が上がり増えてくるのではないか。これについて対応策、考えはあるか。」という質問に対してですね、「医療費がかからないよう健康づくりに取り組み、健康寿命を伸ばすことが必要である。」という話がありました。ただ、意見として、本町は行政面積が広くて、健康診断の場所も中心に寄ってきて、市街地ですね、遠隔地の人はそれを受けることが困難である、受けたくても受けられないのが実情だという意見もございました。

最後に委員会の所見ですが、後期高齢者医療被保険者に移行するときは、本人の75歳の誕生日であるが、中には突然被保険者証が送付されてきて、よく理解できない人がいる。説明書も入っているが、制度自体が複雑なため、高齢者には難しい。もっと大きな文字で簡潔に理解できるような仕組みが必要である。

2点目にこのままいくと、今までの例にあるように後期高齢者は増え続け、それを現役世代が支えるという仕組みだけではこの制度はもたない。制度について今後の見通しを考えるべきである。

3点目に北海道後期高齢者医療広域連合議会の様子がわからない。ホームページにはその都度会議録等が掲載されているが、直近の報告は、令和4年の第1回定例会である。2割負担の導入やマイナンバーカード促進の予算等が提案されているが、道内市町村の多くの議員が、知らないまま決定されている。後期高齢者医療制度導入時には、今までどおり町民の意見や実情を反映できる制度だと約束されていたが実情はそうではない。広域連合議会の議案、議会での議論の状況など、簡潔にまとめたものを構成する市町村議会に明らかにすべきである。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第6。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

11番・鴻池君。

○11番（鴻池智子君）（発言席） 通告に従い、質問をさせていただきます。

地方創生臨時交付金の活用について。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充し、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分が創設されました。既に4月28日付で自治体への交付限度額が通知されているとのことです。生活者、事業者の方々は、いろいろな分野で大きな負担を強いられています。この交付金は、自治体の判断により地域の実情に応じて活用できるとのことです。

そこで、町として、①町の限度額は幾らか、②学校給食費の負担軽減で子育て世帯に対する支援、③生活者に対する電気・ガス・水道料金の公共料金の負担軽減、④地域経済の活性化と生活支援を目的としたプレミアム付商品券の発行、⑤町内事業者に対する経営支援等々が考えられるが、本町の交付金活用をどのように考えているかを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員の地方創生臨時交付金の活用についてのご質問にお答えします。

1点目のお尋ねの町の限度額は幾らかについてでございますが、5,670万6,000円でございます。

3点目から5点目までのお尋ねについてですが、ご案内のとおり、本交付金については、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を地域の実情に応じてきめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が国から創設されました。本交付金の活用が可能な事業につきましては、生活者支援に係る事業、事業者支援に係る事業などさまざまな取り組みが例示されております。

議員お尋ねの本交付金の本町の活用計画についてですが、新型コロナウイルス感染症対策地域商品券発行事業として、町民1人当たり6,000円分の商品券を配布する計画です。内訳につきましては、共通商品券を2,000円分、飲食店専用商品券として2,000円分、牛乳贈答券として2,000円分であり、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対する町民への応援と町内消費の拡大、牛乳の消費拡大を目的に計画をしているところであります。

また、標茶町商工会が実施しておりますプレミアム付きお買い物券の発行を、今年度も予定されているということですので、発行事業に対する支援を行ってまいりたいと考えております。後ほどご提案申し上げます一般会計補正予算案に盛り込んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えをいたします。

2点目の学校給食費の負担軽減で子育て世帯に対する支援への活用とのお尋ねですが、議員ご案内のとおり、物価高騰が続き、今後も食品の値上げは春を超える規模で進む見通しと示されております。

学校給食費につきましては、本来、食材費を給食費で賄うこととし、1食当たりの学校給食費を決めておりますが、このままの推移で進む場合は、献立の工夫によつての運営にも限界があり、本来であれば給食費の値上げも検討せざるを得ない状況も考えられます。

しかしながら、物価高騰に伴う学校給食等に関する保護者負担の軽減対策が当該地方創生臨時交付金の活用が可能な事業として示されたことから、本町においても高騰する食材費の増額分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく学校給食の円滑な実施を進めることで考えており、後ほどご提案申し上げます一般会計補正予算案に盛り込んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 今回は、町民が必要としている支援を本当に前向きに検討していただいているということもありまして、再質問はしないで質問を終了させていただきます。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、鴻池君の一般質問を終了いたします。

4番・松下君。

○4番（松下哲也君）（発言席） それでは、通告に従って、質問させていただきます。

町車両のドライブレコーダーの設置の状況についてお尋ねしたいと思います。

近年、交通安全対策、運転マナー等、さまざまな観点から、自家用車にドライブレコーダーを設置する方が増えてきております。テレビ等でも、野生動物の飛び出しによる事故や衝撃的な映像等がドライブレコーダーによって放映されております。万が一の場合は、公正な判断の重要な資料となっているというのも事実でございます。

町車両のドライブレコーダーの設置に関しましては、令和3年第1回定例会において同僚議員が総括質問の中で行っておりますけれども、私のほうから再度質問させていただきたいと思っております。

特に人員輸送車両、いわゆるバス関係です。それに対しては、特にドライブレコーダーの設置される必要性が高いと認識いたしますが、それぞれの町長、教育長の所見を伺いたいと思っております。

町路線バス、スクールバス、行事バス、デイサービス送迎バス等には全車設置されているか。

また、保育所の給食配送車、学校給食の配送車等、毎日運行される車両には優先的に設置されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、松下議員の町車両のドライブレコーダーの設置状況はとのお尋ねにお答えいたします。

初めに、町車両のドライブレコーダーの設置状況につきましては、町で管理している一般的な乗用車は70台のうち10台にドライブレコーダーが設置されております。

1点目の人員輸送車両に関しては、特に設置される必要性が高いと認識するが、所見を伺うとのお尋ねにつきましては、職員が安全運転に努めることが一番重要なことですが、万が一事故が起きてしまった場合や走行妨害を受けた場合における状況の記録や証拠として、特に町民を乗せる車両における必要性が高いのは、議員と見解を同じくするところであります。

人員輸送車両のうち、町有バスは、7台中、予備車を除く6台にドライブレコーダーを設置しております。行事バス1台とデイサービス車両4台は、未設置です。

2点目の保育所給食配送車1台については、未設置であります。

設置の優先順位につきましては、人員輸送車両を最優先としながら、使用頻度や距離などを勘案して今後計画的に配置してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関係するお尋ねにお答えいたします。

教育委員会関係車両のドライブレコーダーの設置状況については、スクールバス17台のうち6台に設置、学校給食配送車4台のうち3台設置という状況であります。

優先的に設置されるべきと考えるのがいかかとお尋ねですが、年数、走行距離等から更新時期が近い車両もありますので、それらは更新に合わせ設置することとし、それ以外の車両につきましては、計画的に設置を進めていくことで考えておりますので、ご理解を賜りた

いと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○4番（松下哲也君） 昨年と同僚議員の質問のときには、当時の管理課長のほうからは、14台が設置されているということでもございました。その中で、車両を入れ替える都度、ドライブレコーダーは設置していくということではありましたが、それから見ますと数台増えているというのは現実に捉えたいなと思っております。

ただ、町路線バス、この後、一般議案の中で1台更新されることが提案されておりますけれども、当然それには設置されるであろうと思っております。そういうことでは、多分、町路線バスでは全車設置されるのではないのかなという気がしております。

ただ、やはりここでスクールバスが17台のうち6台と、あとデイサービスの送迎バス、これがまだ未設置であるということ、私は、これは非常に特に重要度が高いのかなと。多分、今後随時設置していくということは理解いたしますけれども、やはり子供たちを乗せている車と、あとデイサービスのそれぞれ多少、体が不自由な方を乗せているということで、このドライブレコーダーを設置することによって、運転している人の安全運転に対して、意識が高まるということは、それなりの効果があると思うのですが、交通事故の防止ということでは、なかなかこれが結びついていかない。あくまでも、万が一のときの判断の公平さを得るための資料になるというふうには私は捉えております。ドライバーの責任問題だとか、いろんなことを判断するときの、あくまでも判断の材料になるということでは、やはり人を乗せて歩くというものに対しては、きちっとした判断をしていかなければならないということでは、特にやっぱりスクールバスとデイサービスの関係のバスは早急につけるべきではないのかなと思っております。

なかなか更新のたびにつけていくということは、バスというのは更新の年数、非常に長いのですから、更新を待っていたらいつになるかということ、かなりの年数がかかってしまうのではないのかなと思っておりますけれども、昨年も質問されておりますけれども、ある程度優先度はつけて、取りつけていくということを考えるべきではないのかなと思っておりますけれども、いかがでしょう。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

今、町長からの答弁がありまして、その繰り返しになってしまうところはあるのですが、まず1点、今回の導入するバスでございますけれども、後ほど提案させていただきますが、今回の車両については導入される時点ではドライブレコーダーはついてございません。廃車になる車両から取り外してつけるということで考えてございます。それがまず1つです。

それと、優先順位につきましては、繰り返しになってしまいますが、議員おっしゃるとおり、まず町民の方を乗せる車両というのが最優先だと思っております。今後どういう計画でどのタイミングでつけるかということに関しましては、研究させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

スクールバスの関係で、17台中現在6台ということで、11台が未設置ということで、子供たちを乗せている部分もあって、優先すべきではないかというご質問だと思いますが、その部分については同じく考えております。

先ほど教育長の答弁の中で、年数的に結構たっている車両、実は古いのが平成13年車、平成16年車という車両も抱えている状況で、もうすぐにでも更新を考えなければならない車両も実際にはございます。そのほかの車両につきましても十数年経過しているのも多い状況でございますが、更新を待っていてというお話もありました。ここについては、今、管理課長もお話あったように、更新を待たずにも、当然ながら設置のほうについては計画的に進めていきたいなど。いつにできるかという部分については、予算上の関係もございますので、そこについてはもう少しご検討させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 今、それぞれ担当のほうから答弁をさせていただきました。

計画的に更新をさせてもらいたいという、そういう基本姿勢については変わるものではないと思いますが、議員からご指摘あったように、何かあったときの公平な判断材料になるというのは、場合によっては運転手、職員を守るということにもつながることでありまして、それからご利用の町民の方の安心感にもつながるという観点で言うと、できるだけ早く設置が完了するように、考慮しながら計画的に整備をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○4番（松下哲也君） 非常に計画的に進めていく、できるだけ早くということで、前向きな答弁をいただきました。

その中でもう一点申し上げたいことは、路線バス、あとスクールバスというのは、毎日運行されるコースは決まっておりますよね。ただ、決まっていないのが、その月によっては変更になっていくのが、デイサービスの送迎バスなのです。これは体の不自由な人を乗せて歩く、毎月のように認定された人たちがデイサービスに通うとなると、コースが変わるということでは、より重要性が高いのではないかなと思いますので、そちらのほうはぜひとも優先的に装着するようなことを考えていただくことをあえて申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 以上で4番、松下君の一般質問を終了いたします。

8番・深見君。

○8番（深見 迪君）（発言席） それでは、質問いたします。

初めに、今年の4月1日施行された成人年齢引き下げの問題について質問いたします。

成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改定民法が2022年4月1日施行されました。これからは大人として親などの同意を得ないで高額な商品の購入、ローンやクレジットカードの契

約が可能になります。成人年齢を20歳から18歳に引き下げるとは、自己決定権を拡大するという積極的な意義はありますが、同時に未成年者取消権が適用されなくなるため、消費者被害の拡大などが懸念されます。この点について町長の所見を伺います。

想定されるさまざまな被害の中でも、高校生を含む18歳、19歳のアダルトビデオ出演強要問題は特に深刻であると考えます。いわゆるAV映像は、これまでもあったようにインターネット上で拡散され、記録され続け、その被害は重大であると考えます。

未成年者取消権は18歳、19歳のAV映像の販売・流通をとめる有効な救済手段でしたが、この救済ができなくなります。

このような被害が現実想定されることから、実践的な消費者教育の充実、消費者被害への相談体制の強化・拡充などだけではなく、18歳、19歳を消費者被害から守る実効性のある対応が緊急に必要なと考えますが、高校も含めてこれらの取り組みを具体化するべきと考えます。いかがでしょうか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の成人年齢引き下げによる若者の消費者被害等を防ぐ措置をとのお尋ねにお答えいたします。

初めに、消費者被害拡大の懸念に対する私の所見についてのお尋ねですが、国際的成人年齢の勘案等により、明治9年以来二十歳とされていた成人年齢が18歳に引き下げられたものと理解するところで、若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すというプラスの側面がある一方で、自己決定権という形の自由を手にするかわりに、同時に責任を負うことになり、これまで未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしてきた未成年者取消権が行使できなくなることは、議員同様懸念するところであります。

ご指摘の本人の望まない映像作品への出演契約が結ばれることに限らず、契約を中心とした消費者被害に遭わないよう、これまで以上に体系的な法教育が必要と考えるところです。

町としてできることとして、広報しべちゃ2月号、生活豆知識のコーナーにおいて、成人年齢引き下げにより変わることを掲載し、広報しべちゃ4月号には、法改正の施行にあわせ、標茶町消費者協会の協力を得ながら、18歳になったらできること、二十歳になったらできることがわかりやすく書かれたリーフレットを折り込みし、注意喚起を図ったところです。

また、昨年、釧路市消費生活センターから、消費者生活相談員による成年年齢引き下げに向け高校への出前講座や周知に努めているとの情報を得ており、本町においても高校生を対象とした出前講座の開催について、関係者と協議をしてみたいと考えているところであります。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 私たちがはかり知れないといえますか、女性を食い物にするこの業界の手口は非常に巧妙だということで、いろんところでこの問題についての運動が行われています。

これについて、これではだめだということで、国会でも法案がつくられました。5月25日にこの法案が、どういう法案かといったら、経済面や精神面で苦しんでいる若い人たちが業界に流れてくると。これについて福祉の支援などを求めた、そういう法案が25日に衆議院の内閣委員会で可決して、今国会で成立の見通しだというふうに報道されています。この点について言えば、取消権がAVの被害者に対しては適用されると、簡単に言ってしまえば、適用されるという法案なのですね。

ただ、いろんな関係者が問題にしているのは、抜け穴といいますか、穴があって、確かに従来行われていた取消権が、AVに関しては、これは適用されるということを目指した法案なのですが、しかし、そこに至るまで、取消権ですから、そうすると、例えばAVの出演まではないわけですから、そうするとAVに出演してしまうという被害、これについてこの法案では書かれていないのですね。

だから、そういう点では、先ほど町長が講座を行ったり、さまざまな本町の若者を守るためのそういうことをしっかりやっていきたいというようなことを言っていましたけれども、これはこれですごく大事なことだと思いますが、これははっきりしているわけですから、本町でいえば何人ですか、260人ぐらいいるのかな。対象がはっきりしているので、もうちょっと的を絞って、これについての教育を行うということをやってはいかがかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） ただいまあるのは、二十歳から18歳に下げられた分では約2年間の分、今で言えば対象者がいるのかなと思うのですが、ただ、その方々というのは、学生だったり、実際に標茶高校生だったり、さまざまところにいらっしゃる方なので、まとめてその方々にメッセージを伝えていくというのはなかなか難しいのかなと。とりあえず今、町のほうでできるのは、標茶高校とかまとまったところに在学する人たちにそういう情報を伝えていく、そういうことが一番効率がいいのかなというふうに思っていますので、あとは国がしっかりそういう責任関係、そういったことがどうなるのかということをやったり国民に周知していくと、そういうことを積極的にやって、今もやっていただいていると思いますけれども、そういったところにやっぱり二十歳から18歳になった人たちがどうやって意識を向けてもらえるか、なかなか関心は少ないことなのかなと思うのですけれども、そういったところを国、道がしっかりやっていただくように機会があれば話をしていきたい、そんなふうに思っています。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 今、町長がおっしゃったとおり、そういう若者は町外に出ていく場合が多いですよ。先ほどの教育長の報告にもあったのですけれども、例えば大学に行くにしたって本州のほうに行く子供たちも多いですよ。ここにやっぱり被害が最も多いのは、本州のそういう都会の中での被害が多いのです。ですから、例えばその子供たちの親の皆さんとか、保護者の皆さんとか、あるいは直接そこに連絡をやるかというようなことで、やっぱり手だてを講じたほうがいいのではないかなと。ほとんどが未成年、今まで未成年だ

った人たちが、これ立ち上げた若者がいるのですけれども、アイドルとしてデビューさせてあげるといふ言葉、都会の繁華街でモデルにならないとか、アイドルにならないか、言葉巧みに近寄ると。そして、大勢で取り囲んで逃げられない状態にして、いろいろ言葉を並び立て契約書のサインを迫ると。

私が心配しているのは、取消権が、取消権とは言わないですけども、それに準じたものが法律で出ますから、2年間ぐらいは守られると思うのです。だけれども、取消権の以前の取り消さなければならぬ事態が生じるということはある得るのです。それについて法律は私はちょっと足りない面があるということで、今、町長がおっしゃったように、まさしく町外に出ていく若者が多い。最も親元を離れて被害に遭いそうな人たちがいると。やっぱりそこつながりを持って、あるいは地元の親とつながりを持ちながらこれを防ぐという、そういう手だてをやらなければならないのではないかなというふうに思うのですよ。ほとんど町外に出るのでということではなくて、町外に出たそういう18歳、19歳の大学生なり、働く方もいらっしやると思うのですが、そこが一番危険なのですね。そういう認識ではどうでしょうかね。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お話としては私も十分理解しますが、ただ、一自治体としてここまですべて、例えば全国どこに行かれていますか把握するのもかなり困難な状況の中で、やっぱりこれについては、基本的にはやはり国がしっかりした、二十歳から18歳に成人年齢を下げたという部分については、しっかりと国がサポートすべき内容が基本であるというふうに考えています。ただ、私どもは、地元にいる高校生とかそういった方々については、いろんなチャンス、できますので、そういったことについてはしっかり対応する、そういうやはりすみ分けが必要なのではないかな、そんなふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 今の問題では、なかなか議論が進まないと思いますので、ちょっと違う角度で。

東京のシチズン時計がこれ調査をやったのですよね、成人になるということ。いろいろアンケートの調査があるのですが、全部省略して、1つだけ私が気になったところは、18、19歳で成人としてどうなのかということで、最も関心のあることは何かと。最も関心のあることは、親の同意なく契約できるようになったことを踏まえ、「クレジットカードをつくる」というのが32.5%、3分の1も占める。こういう調査の結果が出ているのですよ。

今の町長のご答弁によると、町外へ出ていった人たちについては、国や、あるいは道が責任を持つという役割分担をすべきではないかということだったのですが、私、このクレジットカードをつくりたいという、これに関心を持っている18、19の人たちが3分の1を占めるというのは、大変な、結局はこの後始末は大抵の場合は地元の親がするという事になってしまっているのではないかと思います。そうすると、本町にも関わりがないというふうには言えないのではないかなというふうに思うのです。

それで、私これ以上やりとりする気持ちはありませんけれども、その辺もう少し研究され

て、まだ4月1日施行されたばかりですから、研究されて、ぜひそういう被害が本町出身者の若い人たちに出ないように方策で本町ができることはないのかと。先ほども繰り返し述べましたように、本町にいる、全くないとは言いませんけれども、本町から出た人たちのほうの被害が一番心配なのです。今日いらっしゃる議員さんや説明員の方々のご子息なんかにも該当されるような年齢の方がいるのではないかと思うのですけれども、ぜひ庁舎内でもその点どういう手だてがあるのかということの研究していただきたいなというふうに思いますが、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 町内に住んでいる高校生とか、そういう方については先ほどお話をしましたし、例えば、町外に行かれた方については、親がやはり家族の方が町内にいますので、そういった方に意識改革を含めて子供に対する情報の提供とか、そういったことについては、広報でもお知らせしているのももちろんそうですし、そういった形を、やはり情報をお伝えしていく。権利関係こんなふうになりますよという事例も含めて、今までも消費者協会の皆さんとかいろんな情報をいただきながら情報提供していますので、そういうことは引き続きやっていきたいと思っていますし、そういうことが一番かなと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 戦後と申しますか、初めて18歳、19歳が成人となるということについては、全国の自治体を含めて本当に考えなければならない問題だというふうに思います。アダルトビデオ法案をめぐって、国会内でアダルトビデオに出演している当事者が集会を持っているのですね。そして、今回のこの法案には、取消権に匹敵する、そういう法案がようやく、これ超党派で話し合って決めたのですが、ようやくこれできた。それはそれでいいのだけれども、いわゆる本番行為、これに対しては的確に禁じるという、そういう法案ではないのですね。だから、非常に、取消権はあるけれども、そういう被害に遭うということはこれからも起き得ることだと、手をかえ品をかえやってくるわけですから。

ですから、ぜひ私は、今の町長の話では、あくまでも本町在住者あるいは在住の親に焦点を合わせて、それ以上のことは、ちょっと町の力としては責任を負えないということだったのですけれども、まだできたばかりですから、いつかの機会にどこかで研究されて、本町出身の町外の若い人たちにもそれが行き渡るように、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

次の質問に行きます。

次の質問は、これは、ずばり学校のトイレ個室に生理用品の設置をしてはどうかという質問です。

厚生労働省が初めて実施した生理用品の調査で、購入・入手に苦労した経験のある女性が8.1%に上り、20代以下の若年層では12%超となっていると。この理由として、経済的な要因が多く挙げられていると考えますが、町長のご所見を伺います。

いわゆる「生理の貧困」は、コロナ禍の中、困窮する家庭が多くなったことで語られるよ

うになり、政府も実態調査を踏まえ、支援を行い始めました。「生理の貧困」は、女性の健康や尊厳、さまざまな機会が奪われるという深刻な問題であると考えますが、このことについてどのようにお考えでしょうか。

このような状況下で、とりあえず学校のトイレに生理用品を具備することが必要であると考えますが、いかがですか。保健室に用意してあるからそれで十分だという考え方が一部にあります。保健室に行くことは特殊な状態にあるのが一般的です。しかし、生理というのは、特殊な状況ではなく、女性・女兒にとっては日常的なことであり、また、極めてプライベートでデリケートなことでもあります。したがって、抵抗なく処置できる環境を整えることが必要であると考えますが、どうですか。

内閣府の調査でも明らかであるように、昨年7月時点で全国581の自治体が無料で配布するなど、何らかの支援に取り組んでいると聞いています。本町でも町民が問題意識を持って、「生理用品」を集めて教育委員会に届けたという話も聞いています。このようにこの問題については、本町でも問題意識を持って取り組んではいかがでしょうか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 8番、深見議員の学校のトイレ個室に生理用品の設置をとお尋ねにお答えをいたします。

1点目の厚生労働省による生理用品の調査で、購入・入手に苦勞した経験理由として、経済的な要因が多く挙がっていると考えますが、その所見に関するお尋ねですが、本年2月3日から6日にかけて全国の18歳から49歳の登録モニターを対象に、『『生理の貧困』が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査』として、インターネットによる調査が実施され、3,000人から回答を得て、その調査結果が公表されております。

本調査結果によりますと、新型コロナウイルス発生後に生理用品の購入・入手に苦勞したことが「よくある」「ときどきある」との回答が8.1%、年代別では30歳未満で世帯年収が300万円未満の割合が高く、購入・入手の苦勞した理由は、「自分の収入が少ないから」37.7%、「自分のために使えるお金が少ないから」28.7%、「その他のことにお金を使わなければならないから」24.2%との結果で、経済的な要因があるとの考えを同じくするところであり、健康で衛生的な生活を保障されるよう、支援が必要と考えます。

2点目の「生理の貧困」は女性の健康や尊厳、さまざまな機会が奪われるという深刻な問題であると考えますがどうかのお尋ねですが、経済的な理由により生理用品が十分に使えず、健康や日常生活への影響が出ることが考えられ、社会問題として無視はできないものと捉えております。

3点目の学校のトイレに生理用品を具備することが必要であると考えますがどうか、抵抗なく処置できる環境を整えることが必要であると考えますがどうかのお尋ねですが、トイレに具備することは児童・生徒にとっては便利な環境であると考えますが、現在、各学校では保健室に備蓄し、コロナ禍においても児童・生徒から生理用品が欲しいという相談を受け、対応しております。

相談理由としては、持参忘れ及び急に必要となったケースであります。養護教諭による生理指導を通して、健康や生活習慣に関すること、悩みなども含め、学校内で養護教諭と相談しやすい環境を整えておりますので、保健室は重要な位置になっております。

また、このたびの厚生労働省の調査も18歳以上を対象にしたものであり、本町児童・生徒の中に経済的理由で困っているという相談等の事案もなく、小中学校のトイレ個室に具備することは現状において考えておりませんので、ご理解願います。

4点目の町民が問題意識を持って、「生理用品」を集めて教育委員会に届けたという話も聞いている。町でも問題意識を持って取り組んではどうかのお尋ねですが、町民から生理用品の寄贈があり、町内各中学校に配布させていただいたところであり、そのご厚意に心より感謝の意を表するものであります。

経済的理由による生理の貧困に関しての問題意識は持っており、教育委員会といたしましても各学校における相談しやすい環境、支援できる体制をとっていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の学校のトイレ個室に生理用品の設置のお尋ねにお答えいたします。

1点目の厚生労働省の生理用品の調査で、購入・入手に苦勞した経験のある女性の理由として経済的な要因が多く挙がっていると考えが所見を伺う、2点目の「生理の貧困」は女性の健康や尊厳、さまざまな機会が奪われるという深刻な問題であると考えがどうかのお尋ねにつきましては、教育長からの答弁のとおりであります。

4点目の本町でも問題意識を持って取り組んではどうかのお尋ねですが、現状直接の要望等は伺っておりませんが、町としても問題と認識しておりますので、今後どのような対応をすべきかを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 今、町長が今後検討していくというご答弁をされたことで、ちょっと救われた気がしました。

私、この質問をするに当たって、物すごく苦勞しました。勝手に苦勞したのだらうと言われるかもしれませんが、聞き取りをたくさんしました。そして、生理用品はどんなものでどのくらいのお金がかかるのかということも、釧路の商店へ行ってずっと調べてきたのです。

結局、私がすごく感じたことは、男社会だなと。この議場も、悪いけれども、町の説明員や理事者の皆さん、やっぱり男社会でこの問題を捉えてはいけないのだなというふうなことを非常に痛感しました。現実には、これは内閣府の男女共同参画局、これが去年の8月に調査した結果が出ているのですが、ご承知のように、東京都立の学校は全部学校のトイレに生理用品を置いてあるのですよね。あそこはお金持ちですからできるのかなとは思いますが、それほど本町もお金がかからないと思うのです。そういうところが増えてきているの

ですよ。東京都は76%、何らかの形で生理用品の支援を行っている。それから、埼玉72%、神奈川74%、石川70%、広島79%の自治体が、これをやっている。北海道はどうかといったら、わずか4%ですよ、これ去年の8月の調査で。こういう状況も含めて、あるいは私自身も感じたのですが、男社会だなと。その目線で見ているのだなということをしみじみ感じたのですけれども、そういう視点からまず改革していかなければならないというふうに思いました。

同じく同じ日の調査で、提供方法の工夫、これ内閣府の男女共同参画局が行った「生理の貧困」にかかわる地方公共団体、本町含まれますよね、の取り組みにおける工夫と効果の中に、提供方法の工夫の中に、公共施設や小中学校のトイレに生理用品を備えることで、自由に受け取れるようにしていると。生理用品を箱に入れて置く例や、民間事業者と協定を締結して無料のナプキンディスペンサーを設置する、そういう例もありますよと。これ国の事例ですよ。さっき保健室の役割は非常に大きいのです、物すごくね。養護教諭の先生方の子供たちに与える影響もすごく大きい。

ただ、子供たちの声を聞きますと、生理用品がなくてすごく困っている、家でも買ってもらえない、トイレットペーパーを何重にもして、そして使っている例とか、同じナプキンを一日中使っている例とか、そういうことがたくさんあって、保健室にもらいに行くと。そうしたら、何回目かに保健の先生が、まさか標茶ではそういう先生はいないと思いますが、保健の先生が、あんた何回取りに来ると、いいかげんにしなさいというようなことを言われた子供の声も出ているのですよ。

だから、そういう点では、僕たちの問題意識というのはまだまだかなという、非常に。そこを改革しなかったら、教育長がさっき申されたように、便利ではあると考えるけれども、今のところ考えていないというような、このことについてはやっぱり相当考えなければならぬのではないかと。ご自分の意識も含めて、さっき私が言った男社会の目線でこの問題を考えたらだめだということについていかがでしょうかね。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

深見議員おっしゃるとおり、私もこの質問を受けて、男社会だなという感じはいたしました。非常に女性の方々のいろんな課題があって、子供たちにおける学校生活の中で、きっちりと生活しやすい学校環境がどうあるべきかというのが非常に問われた事案だったというふうに思っています。

先ほど来、ご答弁をいたしているとおり、今現在の本町における学校の中での子供たちへの生理用品に対する物の考え方については答弁したとおりでありますけれども、いろんな部分で子供たちからSOSの部分はどうキャッチをして日々生活が、学校生活が充実することにかかわるかということは大きな重点であって、校長会の中でも議論されているところであります。そういった意味では、生理用品のトイレ個室への設置については決して否定することではございませんけれども、今時点での本町での子供たちと先生方とのかわり、養護教諭の役割、こういった部分を非常に大切にしていきたいというふうに考えておりますの

で、今時点での対応については、現状でいきたいというふうに考えてございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） これ、質問を用意してから、いろいろ調べてみたのですが、せんだっての衆議院選挙で主要9つの政党のうち、7つの政党が無償配布、学校などで窓口を介さず生理用品を無料で利用可能にするというような公約を掲げて選挙戦に入っているのですよ。

だから、これはまさしく同じ考えではいると思うのですが、子供たちの声をもうちょっと時間、申しわけありませんが、子供たちの声として、生理用品のことについて、「え、これさ、持っていくのが面倒くさい」とかじゃなくて、生理始まる小学校高学年の子とかはポーチ持って、生理用品の入っているポーチを持って、「トイレ行くのきついんだよ」と。「まだ生理来てない子に『もう生理なの!?!』とか言われるとちょっと恥ずかしいね」と。「置けるなら本当に置いてほしい」と、トイレにですよ、というような声。

それから、実際にトイレに置くようになってからの、さっき保健室の問題が出ましたけれども、これ、校長先生の言葉です。「保健室はいろんな情報が集まってくる場所で、困ったときに子供たちの窓口になっていると見えているが、そうじゃない子もいるんだというのは意外でした」と。実際、学校のトイレに置いてみて、「そうじゃない子もいるんだというのは意外でした。私たちは日ごろから『困ったら保健室に行きなさい』と言っていますが、行こうと思っても行けない子がいることに気づかされました」という実態もある。

それから、「当初は、経済的な理由で生理用品が手に入らないということについて注視していたのですが、生理が急に来たり、ナプキンが足りなくなって困ったりということについても、子供たちが安心して学校生活を送ることができないことにつながるという意味で課題があると思いました。これまで、このような子供たちが、どのくらいの割合でいるのかが見えていなかったもので、調査をやってみて本当によかった」、これは港区教育委員会の課長の話ですね。

それから、校長の話もあります。これは今さらながら、さっきの私たちの考え方の改革もしなければならぬと思ったのは、まさしくこの校長、都立の新宿高校の校長なのですけれども、言っています。どう言っているかといったら、「生理用品って、必要なときに必要なだけ使うものでしょう。私だって、大便したときにトイレットペーパーがなければすごく困ってしまう。それと同じだなと思ったんです」と、つくづく都立の学校に生理用品を置いて、初めてこのことがわかったと。今までは保健室に取りに来た生徒、これは年間を通して10個程度だったというのですね。ところが、トイレに置くようになってから、3か月半で410以上のナプキンが使用されたと。この実態を見て、この校長はトイレットペーパーと同じようにこれを見ていかなければだめなのだということに思ったそうです。「生理用品は個々の家庭で用意するもので、困ったことがあったら先生に伝えるのが『普通』だと考えられていたからです。でも、こうした『普通』を少し変えるだけで、子供たちが望むよりよい環境をつくることのできる。生理用品の無償設置は、そんな気づきのきっかけになっているのだと思います」、これも校長の談話ですね。

どうですか、この話を聞いて。さっき簡単に言いましたけれども、私たちの考え方と違いますか、改革を変えるということが必要だと思いませんか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

深見議員のおっしゃっている部分について、意見として、きちっとした部分は考えは同じであります。今回、生理用品の貧困という点からのお答えでありましたので、学校トイレの個室に生理用品を置いてあること、これは望ましい方向性だというふうには私は理解しております。現状でどうあるかというのが、貧困に対してのそれを決して変えない状態はあってはならないということでの現状での話であります。ずっとトイレットペーパーと同じようにということは、この先、多分世の中変わっていくだろうなというふうには私は理解いたしませんけれども、現状でのお話をさせていただいております。

それで、今時点で、先ほど申し上げたとおり、本町での学校での取り組み等含めて、特に貧困の状態あるいは児童・生徒に対しての指導を含めて、保健室のあり方という部分では、それを大切にしていきたいなと思います。そういった中で、今後において、それぞれ常時トイレに設置するとなると、設置の場所だとか、気兼ねなく取れる、自由にできるような部分はメリットとしては非常に大きいと思います。

ただ、それによっては、ほかの自治体もそうだと思いますけれども、防災備蓄を活用してのやり方だとか、一時的な配布だとか、そういった部分が多く事例として出されているというふうに理解しております。常時購入、常備品としてトイレットペーパーと同じようにするとなると一定程度の予算の部分も考えなくてはならないし、一定程度の常備期間が長くなると、衛生面だとか、生理用品の数だとか、補充の仕方、管理方法、そういった部分でもいろいろ課題が考えられるというふうに思っております。

そういった意味で、今後についてどうあるべきかというのは、学校生活、先ほど申し上げたとおり、子供たち一人一人が心身ともに充実した学校生活が送れるように、それぞれ校長会あるいは養護教諭の団体もありますけれども、そういった方々のご意見を聞きながら、これからどうあるべきかというのは研究していく課題だろうというふうに理解しております。

ただ、先ほど来申し上げているとおり、今の現状で特に今の本町の小中学校において、特にいろんな部分では、子供たちに接する部分で、生理用品の相談事だけではなくて、生理だけではなくていろんな、そんなことも含めて養護教諭の方々の役割というのが非常に重くなってきておりますので、そういった部分ではその辺を大切にしていきたいなというふうに思っております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 最後になりますけれども、私は釧路に行って調べてきたのですけれども、生理用のショーツ、パンツみたいなものですね。2枚入りで199円、私が行った店ではですよ。それから、生理ナプキンもいろんな種類があるのですが、大体20円から100円ぐらいかな。基本的にそこの店員さんに女性だったので聞いたのですけれども、2日目、3日目が一番体調が悪くなったり、量が多いことが多いと。それぞれ個人差はあるのだけれども、1

時間の授業ごとにトイレに行かなければならない子もいると。汚れはすごく気持ち悪いので、その都度交換することもあると。少ないときには2時間や3時間大丈夫だけれども、その時々によって違ふと。そのことと生理の貧困と結びついているのですよ。だから、誰もが分け隔てなくこれを解決できるように、いい学校生活を送れるような努力をぜひしてもらいたいなというふうに思うのです。

1か月、毎月生理に使う実際の金額なのですけれども、これもまちまちなのですね。500円～1,000円未満が一番多いのです。だけれども、ずっとたどっていくと、5,000円～1万円未満のお金を使わなければならない人もいるということで、その人やその子によって随分違ふと。

私も教員時代に経験あるのですけれども、子供は特に、最初から定期的にとということではないですから、そういう点では不安もあるし、びっくりもするし、それから用意していった生理用品で急に足りなくなってしまったという場合もあるのですよ。そういうときに学校のトイレにそれがいつでも使えるように置いてあったら、私は子供が安心して学校生活を送ることができる一つの要因だというふうに思うのです。ぜひ前向きに、私たちの意識の改革も含めてなののですけれども、検討していただきたいなと。先ほど全くそういう必要は認められないというご答弁でなかったですから、そのことを期待して、みんなでひとつ考えていきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。答弁ないですよ。ないですね。終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、深見君の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時13分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君）（発言席） 私は、質問通告に従い、所有者不明土地の対策について質問いたします。

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が改定されました。この法律は、人口減少、少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行し、今後、所有者不明土地のさらなる増加が見込まれるので、その利用の円滑化の促進と管理の適正化が喫緊の課題だとしています。

本町には、このようなケースの土地はありませんか。また、所有者不明の土地は、どの程度ありますか。

この改正法律は、この土地を活用し自然災害に備える等の目的や、所有者不明土地が適正に管理されていないことにより、周辺地域に深刻な悪影響を及ぼすことが懸念されているな

どを背景にして活用が進められています。本町として所有者不明土地の積極的活用としかるべき対策を講ずるべきと考えますが、いかがですか。

また、この法律の積極的な活用は、「Uターン、Iターン、Jターン」の支援を拡充し、若者を初め「地方回帰」の流れの後押しとなると考えますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の所有者不明土地の対策をとのお尋ねについてお答えいたします。

1点目の本町には所有者不明土地のようなケースがないかとお尋ねにつきましては、この数年間では、1件、町道工事の底地について調査したところ、所有者の特定に至らない土地がありました。用地の調整により、解決することができました。

2点目の所有者不明土地はどの程度あるかとお尋ねにつきましては、所有者不明土地が民法上の「所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができない土地」という定義であれば、町が現在行っている事務事業の中では把握しているものはございません。

3点目の本町として所有者不明土地の積極的活用としかるべき対策を講ずるべきと考えるがどうかのお尋ねにつきましては、今後、公共事業等や災害等の発生防止の観点から必要と判断した場合には、関係法令に基づいた対策を行ってまいります。

4点目の「U・I・Jターン」の支援を拡大し、若者を初め「地方回帰」の流れの後押しとなると考えるがどうかのお尋ねにつきましては、本町での移住促進のための取り組みについては、移住相談ワンストップ窓口を設置し、移住希望者からの相談にきめ細かな対応に努め、事業展開を図っているところであります。

本法律を積極的に活用し、「U・I・Jターン」の支援を充実できないかというお尋ねですが、ご案内のとおり、本法律において有効利用できるものは、土地収用法に基づく権利取得と地域福利増進事業に限られていることから、現行法においては、U・I・Jターンの支援の拡充による地方回帰の流れの後押しができるものではないと判断しております。今後、個人の土地利用にも対象事業が拡充されることになれば、地方回帰の流れの後押しとなる可能性があると考えておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 今、町長の答弁の中身についてですけれども、私が想像していたよりはるかに件数が少ないという内容でした。いろいろな資料なんかを見ますと、この所有者不明の土地の面積というか、そういうのでは、全国のそういうものをどの程度の面積に相当するかということで、一つの例えとして北海道の面積に相当するというような表現をしている文章なんかもありますので、そういう意味では、標茶のこれに該当する面積は少ないとの答弁でした。

私、そういう意味で、以前、原野商法とか、そういう中で標茶の土地もかなりその売買に寄与された面積があると思うのですけれども、今回、この措置法によって、そういう土地の扱いについて、この法律の適用は可能ではないかという疑問を持ったのですけれども、その

辺はいかがですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

原野商法の土地につきましては、昨年3月の議会においてもご質問をいただきまして、そのときの数値といたしましては、土地の筆数で1万5,504筆、面積としては6,352万4,913平方メートルということで、平成15年度の数字ではございますけれども、原野商法という定義がはっきりしていない中ではあります、その程度が、いわゆる原野商法に当たる土地ではないかということでお答えさせていただいております。

このたびの所有者不明土地ということでございますが、原野商法地もそのほかの土地も含めまして登記などを確認していったときに、その所有者が見当たらないであるとか、それから、その所有者が現在どこに住んでいるかがわからないというのが所有者不明土地という定義でございますので、一筆一筆について、今現在、相続も含めてどうなっているかというのを調べないと、この法律に基づいた措置ができるかどうかという、まずそこで対象を確定する必要がありますので、そういうことで、直ちにこの法律をもってということにはならないものであることとお答えさせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） この法律の今回改定された中身で、そういう所有者不明の土地が発生した中で、その所有者がわからない等で、例えば災害防止のためにその土地を利用したい、それから、所有者不明の土地の利用によって標茶町でも取り組んでいるバイオマスの発電所とか再エネルギーの事業を拡大、進めていく中で、そういう土地がある……ちょっと申しわけありません。そういう所有者不明の土地が標茶町の中にもあるというときに、そういう管理不全土地管理命令請求権を市町村に付与するという中身も書かれているのですけれども、そういう土地を、持ち主がわからない場合、請求権を市町村に付与するという条項もあるので、そういう意味では、市町村長がそういう請求権をもってして、その土地を利用しやすくするように対処できないのかなという確認をしたいと思うのですけれども。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今回お尋ねのある所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関連でありますけれども、例えば道路等の公共事業をやろうとしたときに所有者不明土地があった場合、あるいは町長の答弁にあったように、何でもかんでもというわけではなくて、地域福利増進事業という名称で幾つかの事業が列記されているのですけれども、それらを行うときに、議員お話がある、さまざまな手法で所有者を特定する、あるいは法的に使用権等を設定しながら事業を進めやすくするという、そういった法律であるというふうに理解しているところであります。ですので、先ほど議員のほうから例示がありましたバイオガスプラントというのは、地域福利増進事業の中には単語としては出てきていないような状況であります。何かをやろうとしたときに、所有者不明土地が存在して、それがネックになって進まない、そういったことができるだけ解消されるようにということなのだというふうに理解しているところであ

ります。

それから、管理課長から原野商法の土地の関係、答弁あったのですけれども、町内の土地全てを一筆一筆この土地については、誰のものかはわかると思うのですけれども、その人が登記上の住所で所在に突き当たるかどうか、そういう調査は行っておりませんので、場合によっては、この先そういったことに直面する可能性もあるのではないかというふうに推察しているところであります。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 町長が最初答弁いただいたように、本町においては件数が少ないということで、私もこの質問の中身について、もっともっと勉強しなければならないと思うのですけれども、いずれにしろ、そういう法律が、盛んに所有者不明土地の発生による面積が増えているということが全国で言われていますので、そういう所有者不明の土地を解消するために、あらゆる法制度を利用して、本町においても、そういうことを有効に活用できるようにしていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

後藤君。

○12番（後藤 勲君）（発言席） それでは、通告に従い、お聞きをしたいと思います。

私は、これからの標茶町の観光をどのように考えているのかということなのですけれども、長年の課題でもあった憩の家かや沼の改築が、ここには12月と書いてありますけれども、先ほど総務委員長のお話では10月ころまでにできるだろうというふうに考えていますけれども、一応完成するというふうに考えております。

私は、多和平の問題について聞きたいと思いますが、まず、多和平のトイレも何とか改修されるということになりました。また、長年、多く観光客が来るにもかかわらず、思うように整備がされていないと。この間も私、ちょっと行ってきたのですけれども、やはりあまりいい環境ではないなというふうに思っております。

また、コロナの関係で、これが終われば、観光客も大分戻ってくるのではないのかなというふうに考えております。そのためにも展望台の上にある小屋が、売店が昔あったのですけれども、それも今は鍵がかかっているというような状況で、非常に寂しい思いをして帰ってきました。

また、キャンプ場の面積が決して広いとは言えないのですけれども、その中で、炊事場がちゃんと完備されているにもかかわらず、傾斜がきついというような苦情も聞いております。確かに、私もいろんなところを見てきますけれども、あれだけの傾斜があると、やはりテントを張るのは大変だなというふうに思っております。そのため、整備が必要ではないかと考えております。

また、駐車場には、しべちゃ物産公社のすばらしい食堂もありました。私も行ったからには何か食べようということで食事をしてきましたけれども、焼き肉でも何でもできるというような、結構立派なものがあったなというふうに考えております。また、これをもう少し整

備をしていければ、もっともっと観光客が来て金が落ちるのではないかと、正直言うと思っております。

そのために、ここに5つ書いてありますけれども、まず1点は、展望台にトイレをつくることのできないのかと。下にはトイレができていますけれども、その上、お年寄りの人たちについては、相当な距離があると。ただ、上に売店をつくるということになると、当然トイレも必要なのかなというふうな感じもしております。

また、これは展望台の売店とトイレと両方重なる感じになると思いますけれども、これについて、上のところに何かをつくるとすれば、当然必要なのだろうなというふうに思っております。また、やっぱり寒冷地ということで、トイレの管理も非常に難しいなという気持ちもあります、正直なところは。

それと、キャンプ場の拡大と整備はできないのかということなのですけれども、私が見る限り、あの駐車場まで行くまでの間に、右側に相当広い平らな広場があるのですけれども、あそこを活用したらいいのかなというふうにも思ってきました。そうすると、オートキャンプ場もできるのかなと。虹別にもありますけれども、あそこにもやはり相当泊まる人がいるというふうに聞いておりますので、この辺をどうするのかということなのです。

それと、やっぱり4番目のドッグランは、昔ここでも話したことがあるのですけれども、私もいろいろなところのドッグランへ行ってはいますけれども、一番近いところは、別保に新しくできたという。あそこはすごく、はやっているということで、食事もできる、買い物もできる、すばらしいなと正直思っております。ただ、女満別のほうの大空町ですか。あそこにもよく行きますけれども、やっぱりそこには、行くと買い物するなり食べる物を買うなり、それなりの皆さんが利用しているということは、すばらしいなというふうに思っておりますけれども、やはり昨日も、私、恵庭にいたのですけれども、恵庭で大阪から来た女の人がスマホを見て、「大空町のドッグランはすばらしいですね、あそこへ行ってみたいと思います」というようなことも言っていましたから、やはりそういうものを見て、みんな来るわけですよ。そうすると、何かしら買い物をする、利用するということになっていきますので、そういうようなことで、もう少しやはり集客をするということをお心かけたらいいのではないのかなというふうに思っております。

また、昔あった乗馬の関係なのですけれども、たしか平成19年ころにはハフリンガーという馬がいたのですけれども、これが乗馬をするかしないかということだったので、結果的にはしなかったということなので、観光客を集めるということを考えると、そういうのも何とかしたらいいのかなというふうに思っていますので、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 12番、後藤議員のこれからの標茶町の観光をどのように考えているか伺うのお尋ねにお答えします。

標茶町の観光振興の基本的な考え方と施策の方向性を定める標茶町観光振興計画を令和3年度に策定しており、基本理念として、目指す将来像を「本物の大自然のなかで自分らしさ

を取り戻す静かな旅の提供」として、南部地区と北部地区に分けたエリア別の施策を掲げ、その特徴に合わせた観光振興が大切であり、それぞれのエリアの中で期待される役割を考え、その活動の拠点となる場所や設備を明記しているところでもあります。多和平につきましては、周辺360度の眺望が望める「地平線の見える大牧場」として展望台を設置し、観光物産施設グリーンヒル多和とキャンプ場を整備しており、観光客やキャンパーにご利用いただいているところです。

1点目の展望台にトイレをつくることはできないのかのお尋ねですが、議員ご承知のとおり、現在は、グリーンヒル多和内に一般用トイレと多目的トイレを設置しております。また、駐車場に併設して24時間利用可能なトイレを整備しており、今年度において、利用環境向上を目的に改修を計画しております。

展望台へのトイレの設置につきましては、利用者の利便性は向上すると思いますが、新規で設置する場合、規模にもよりますが、高額な建設費用が必要となることと、360度パノラマ風景の景観に少なからず影響があることと、施設照明により「間近に星の輝きを感じられる絶景ポイント」として人気を博している星座観察にも影響が出ることが懸念されていることから、現時点では、新たなトイレの設置は考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

2点目の展望台に売店は復活することができないのかのお尋ねですが、展望台横の展望監視舎の利用につきましては、防災無線機の設置利用や「初日の出を見る会」を初め、イベントの休憩場所など、主催者の要望にお応えするよう努めて開放してまいりました。

売店設置につきましては、標茶町社会福祉協議会の要望を受け、指定就労継続支援B型事業所しべちやコスモスにおいて作業・製造された木工、手芸、お菓子、石けんなどをみずから販売し、自立した社会生活を営むことができるよう、支援策として場所の提供を行ってまいりました。昨今の新型コロナウイルス感染症により、行動制限により多和平を訪れる方の減少もあり、令和2年度は開設なし、令和3年度は6回であり、開設の頻度が少なくなっているようですが、今年度につきましては、週1回程度の開設が計画されております。今後も変わらぬ支援を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目のキャンプ場の拡充と整備ができないのかのお尋ねですが、キャンプ場のスペースとしては、現状では十分なスペースが確保されていると考えているところであり、以前、展望台の北側には林間キャンプ場を開設しておりましたが、利用者が少なく閉鎖した経過があることから、拡大することは考えておりません。

また、傾斜につきましては、平地を求める利用者と自然のままを感じられる傾斜地であることを望んでいる利用者もいることから、今後どのように整備するのがよいのか検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目のドッグランをつくることはできないのかのお尋ねですが、平成26年第4回定例町議会の一般質問を受け、防疫上の観点を含め、牧場利用者の声として標茶町育成牧場運営審議委員会に意見を賜り、判断したいとお答えしております。平成26年第2回標茶町育成牧場運営審議委員会及び育成牧場互助会合同会議にてご意見をいただいたところ、「観光面につい

ては理解するが、生産性動物を預かってもらっているので、防疫上、牧場内に他の動物が入ることは避けてもらいたい」との意見をいただいた経過がございます。

このようなことから、防疫上の観点から、トラブルや衛生に対する管理体制等、考慮が必要と考えており、本来の公共牧場の機能、安全管理を第一優先とさせていただきながら検討させていただきたく、ご理解を賜りたいと存じます。

5点目の昔あった乗馬の復活を考えられないのかのお尋ねですが、平成29年度から事業展開しております「馬と共に暮らせる町…標茶」の事業で実施したホーストレッキングツアーや、令和元年度に開催した多和平カントリーフェスタで乗馬体験を実施しております。実際に乗馬を体験された方からはロケーションも相まって非常に評価が高かったことから、平成29年度以降も個人客を中心に毎年数回のホーストレッキングを実施しております。多和平の乗馬の取り組みがさらに定着、拡大するための取り組みを協議するため、今年2月に本事業にかかわっている事業者と育成牧場で、多和平の馬事活用について1回目の協議を行っているところです。

今後も、早期実現に向けて、協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

○12番（後藤 勲君） 今の話の中で大体のことはわかりました。しかし、確かにキャンプ場というのは、利用者が少なかったからということは、これからの問題であって、整備をすることによって人が来るということを見ると、卵が先なのか鶏が先なのかみたいな感じで、やはりきちんと整備をすることによって、それなりに人が来ると思うのですよ。

昨日も札幌で私は標茶のパンフレットを見たのですけれども、やはり多和平のキャンプ場と、ぴしっと載っているのです。やっぱりああいうものを見ると、みんな来るのです。だから、そういうことを考えると、やはり来る来ないは別にして、とりあえず、あそこの段階ではきちっとした平らなキャンプ場、炊事場があるのですから、せめて何とかやっぱり復活することによって、人が寄ってくるのではないかというふうに思っていますけれども。

それと、先ほど言いましたオートキャンプ場、これも、やはり入り口の右側のほうに結構広い平らなところがあるのですけれども、そこにつくろうとすればできないこともないのかなというふうに思っていましたけれども、いずれにしろ、総括でもありませんから、あまり強く言いませんけれども、一応そういうようなことを考えながら今後対応をしていただければ、もっともっと人が来るのかなというふうにも考えております。

また、ドッグランについては、前にも質問したことはありましたけれども、確かに動物がいるからということなのですから、それは、私から言わせると本当に認識不足だと、はっきりいって言いたくなります。というのは、やはり今、どこもドッグランというのはそんなに、200坪か300坪ぐらいのところに大型と小型ということとちゃんと囲って入れて、その中できちっとした管理がされているから、たとえ羊がしようと何がいようと、そんなに問題にすることはないのではないかなと。ましてや経費も網だけ張ればいいだけの話なので、これらについても、やはりもう少し見聞を広めていただいて、どんな状態なのか考えていただけ

ればなというふうに考えております。

あと、乗馬の問題についても、これもそうですけれども、それなりの人が来れば、やはり利用することが多くなるのではないかなというふうに思っていますので、今後そういうようなことに力を入れてやっていただければなというふうに思っていますので、最後にひとつお願いします。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

今、後藤議員からあった馬の関係につきまして、先ほど町長が答弁しているのですけれども、もう少し詳細のほうをお答えしたいと思います。

まず、先ほど町長のほうでも答弁されたのですけれども、2017年にツアーを実施したというような経過がありまして、その後、トレッキングコースということで、多和平でもやるようなコースを開発しております。その後、令和元年度5回、本州の方を中心にそういった乗馬体験しております。2年度には1回、3年度には3回というような形で、非常に利用者と馬関係者の方からは絶賛の丘陵コースということで、これにまさるようなコースは日本中にはそうそうないというような評価も得ています。

さらに、やっぱり安全性も、周りに人だとか建物だとかも少ないということで非常に安全性も高いというようなことで、評価が高い事業となっております、実は今年6月10日から3日間、また同じようにツアーで来られることになっておりまして、3日間常設して、今までは1回乗馬に来たら、馬を馬運車で戻してというような形だったのですけれども、今回初めて3日間係留してやるというようなことで、テストを含めて今後常設のサービスに向けて、今、取り組んでいるというようなところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをさせていただきます。

まず、キャンプ場のお話なのですけれども、町長の答弁からもあったのですが、平地を求めると傾斜がいいのだという方と両方のご意見がありますので、観光審議会の中でお話をさせていただきまして、キャンプ場全体の、オートキャンプ場の話もありましたので、多和平キャンプ場をどのように活用していったらいいのかというところを、今後検討させていただきたいなというふうには考えているところです。

それから、ドッグランなのですが、やはり生き物を飼っている育成牧場の中ということで、育成牧場運営審議委員会の意見はとても重たいものだというふうに考えておりますので、これから、需要がどのくらいあるとか、どういう施設がいいのか、その辺も含めて勉強しながら検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 以上で12番、後藤君の一般質問を終了いたします。

6番・鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（発言席） 通告に従いましてご質問を申し上げますが、1点目のフッ化物洗口についてなのですが、前町長の時代に何度かこの場で取り上げさせていただきました。自分の思いと食い違っておりまして、中止をかなうことはできませんでした。今の現町

長になってからの施政方針の中で、フッ化物洗口の実施ということが必ずうたわれておりまして、それでも自分自身はかなわないというふうに、ただしても駄目なのだなという思いで取り上げてきませんでした。しかし、前回のときと今の状況が全く違っておりますので、あえて今回は取り上げさせていただきます。

では、ご質問に入らせていただきますが、コロナ禍での幼稚園、保育園のフッ化物洗口の中止を求めます。

いまだに収束の見通しが立っていない新型コロナウイルス感染症ですが、北海道は感染者数の町村別1週間累計を公表しています。先月5月の1か月間の感染者数は、釧路管内の釧路市、釧路町、鶴居村を除く5町の中では本町が一番多く、子供の感染が多いとも聞いております。先週も、12名という公表がされておりました。

以前、何度か、フッ化物洗口は人体への健康被害が懸念されることから実施するべきではないとただしてきております。しかし、質問したときの状況と今の状況とは大きく異なっております。町長は、今年度も施政方針の中でフッ化物洗口の実施をうたわれていましたが、新型コロナウイルス感染症が収まらない状況の中であっても実施するとうたわれたことはなぜなのか、その考えをお伺いいたします。

町内の各小学校では、フッ化物洗口は今年度は実施をしないことになり、その理由として、コロナ禍の中、飛沫感染のおそれがあるからと伺いました。まん延防止や緊急事態は解除となり、普通の生活に戻りつつありますが、大声での会話の禁止や給食での黙食は続いております。そのような状況の中で、小学校がフッ化物洗口を中止しているのは正しい判断だと私は思いますが、一方、幼稚園、保育園は今も続けています。まん延防止や緊急事態のときには実施をしなかったというふうに伺っておりますが、今、続けているのはなぜなのでしょうかと伺います。所管が違っても見解は統一することが行政ではないでしょうかと考えますが、その考えもお伺いいたします。

そして、幼稚園、保育園の4・5歳児が実施しているフッ化物洗口は、中止するべきと考えますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員のコロナ禍での幼稚園、保育園のフッ化物洗口の中止を求めるのお尋ねにお答えいたします。

本町では、平成24年度から保育園でフッ化物洗口を実施しているところであります。今年度の施政方針の中でフッ化物洗口の実施がうたわれていたが、新型コロナウイルス感染症が収まらない状況の中にあつて施政方針にうたわれていたのはなぜかを伺うとお尋ねですが、フッ化物洗口につきましては、乳幼児期から行う虫歯予防の観点から有効な手段となっており、フッ化物洗口を中断した場合には、虫歯の罹患状況の悪化を招く可能性が高まることから、感染症対策をとりながら実施をすることとし、町政執行方針の中に位置づけさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと存じます。

小学校が中止したのに幼稚園、保育園は今も続けているのはなぜか、行政として所管が違っても見解は統一すべきと考えるところのお尋ねですが、お尋ねの趣旨は理解しますが、保育園

につきましては対象人数も少なく、感染症対策を行いながら実施することが可能であることから、小学校とは異なる対応となっておりますことをご理解いただきたいと存じます。

幼稚園、保育園でのフッ化物洗口は中止すべきと考えるがいかがかのお尋ねですが、前段申し上げたとおり、フッ化物洗口は虫歯予防対策の観点から有効な手段と認識しているところでございますので、引き続き感染症対策を実施しながら継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、町内小学校においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、フッ化物洗口は現在中止しております。これは、フッ化物が人体への健康被害が懸念されるからという理由ではなく、あくまでも新型コロナウイルスの感染対策として十分な距離を保つことが難しい、飛沫が飛び散る可能性があるなど、コロナ感染リスクの上で中止しているものであります。

コロナ禍での幼稚園、保育園のフッ化物洗口の中止を求めるとのお尋ねですが、幼稚園におきましては、コロナ感染防止のため、集団で行わない、洗口時には教諭が立ち合い、専用のコップの使用、洗口液の吐き出し方の指導などをしており、コロナ感染リスク管理もとれているため、今年度もこの後も実施する予定であり、中止する考えはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） それぞれのお答えをいただきました。

中止する考えはないということですが、小学校の中止は私が述べたように飛沫感染のおそれがあるから、校長会の議論の中でそればかりではなかったのですが、とりあえず飛沫感染のおそれがあるからということで中止をしたというふうに伺っておりました。

それで、今、幼稚園のほうですが、吐き出し方の指導をしているということで、それだけ教員の負担が大きいのです。それと、私、以前に、プリンのコップにこれだけの……それは健康被害の関係なので言いません。省かせていただきますけれども、そういう教員の負担が大きいこと。

それと、保育園では人数が少ないから、人数が少ない多いの問題ではない。子供たちというのは、特に幼児に関しては、ぶくぶくぺっとするのが楽しくて仕方ないのですね。私の子供たちの小さいころも見て、ぐちゅぐちゅぺっとさせると、それが面白いということで喜んでやったということを記憶しておりますが、そういう年齢なのです。ですから、幼稚園の教員が一生懸命気を使いながらやらせている、そういう教員の負担、あるいは保育園においての人数が少ないから、そういう問題ではないというふうに私は理解するのですが、もう一度伺いたいなど。

何度やってもきつと同じなのだろうというふうに思うのですが、決して感染防止の観点か

らいうと、飛沫感染の観点からいうと、コロナの収束まではやはり私は中止をしていただきたいということを申し上げたいのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをさせていただきます。

フッ化物洗口についての、虫歯予防対策では大変有効であるという、これまでの議論をさせていただいたところがございます。それで、感染対策で先生方の負担が大きいという話もございました。実際には、フッ化物洗口を行う上では、これまでも同様に、うがいの仕方、この辺は絶えず行っておりまして、そういった面では特に今までと変わりなく、ただ、少人数で少しずつやりますので、一堂にやるわけではございませんので、やり方としては少し時間がかかるという形になりますけれども、そういった面では、一人一人の対応ということは今までと変わりませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） 保育園の部分でお答えをさせていただきたいと思います。

人数が多い少ないというような問題ではないというようなご質問をいただきましたけれども、人数が少ないという部分で言いますと、一定程度間隔をとりまして飛沫が飛ばないような形での対応ができるということで人数が少ないというような表現をさせていただいておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

あと、職員の負担の部分ですけれども、現状、平成24年からフッ化物洗口実施しておりますし、今回の対策の部分でも、若干の負担感はあるのかとは思いますが、それほど大きなものではないのかなというふうには考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） また何度もやると堂々めぐりになりますので、フッ化物洗口については、健康被害も含めて私は中止をするべきだということを申し上げたいというふうに思います。

次に移らせていただきます。

2点目、中学生の自転車通学でのヘルメットに補助をということです。

標茶中学校は、この春卒業した自転車通学の生徒が事故に遭ったことから、自転車通学する生徒にヘルメットの着用が今年度から義務づけられたと聞いております。

標茶中学校は、自転車利用は1キロメートル以上の通学距離と聞いておりますが、各中学校の自転車通学をする生徒の実態を把握しておりますか伺います。

保護者からは、ヘルメットが高額であることや、デザインがさまざまで生徒間でのトラブルのもとになるのではと危惧され、学校に統一をしてあっせんを望んだという声が聞かされました。複数の生徒がいる家庭もあり、新学期は保護者の負担も大きいと考えます。保護者の負担軽減と登下校の安全確保のためにヘルメット購入への助成を求めますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 6番、鈴木議員の中学生の自転車通学でのヘルメットに補

助をとのお尋ねにお答えをいたします。

1点目の標茶中学校が1キロメートル以上の通学距離で自転車通学にヘルメット着用することと、ほかの中学校での自転車通学の実態を把握しているかとお尋ねですが、標茶中学校が自転車通学に対して一定の条件、ルールの変更を本年4月から実施したことは、把握しております。令和3年度のPTA総会で提案し、1年をかけて具体的な手法、距離制限の考え方など、保護者説明も行い、実施に至ったもので、実施後についての生徒間のトラブルなども確認されていないと聞いております。

また、ほかの中学校では、徒歩またはスクールバス通学としており、自転車通学の実態はない状況であります。

次に、2点目の保護者負担軽減や登下校時の安全確保のためにヘルメット購入への助成を求めるかとお尋ねですが、標茶中学校においても、基本は徒歩またはスクールバスによる通学としており、自転車通学を推奨しているものではなく、条件つきで許可しているものであります。そのため、教育委員会としては、ヘルメット購入の助成は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） ヘルメットの着用は1キロメートル以上ということで伺っておりますが、その中の1キロメートル以上の生徒でも、ヘルメットをかぶるのが嫌だから徒歩で通学するという子もいらっしゃいました。ただ、やはり1キロメートル以上があるということで、従来からずっと自転車通学をされている生徒たちにしてみると、徒歩というのは、なかなか時間がかかるということから、自転車通学をし、今年度からのヘルメット着用で保護者に買っていただいたと、購入していただいたというのが、今の実態だというふうに思うのですが、このヘルメット、私も自転車通学している生徒さんたちの姿を見させていただきましたら、いろんなヘルメットの形があるんですね。そして、それが形によって購入金額も違うと、そういうふうにいわれておまして、私が先ほど述べたように、例えば1年生と3年生の生徒さんを抱えている保護者もいらっしゃいまして、負担が大きかったのだという声を聞かされました。そういう意味からすると、学校担任にも何とか統一していただきたいと、そして学校からヘルメットのあっせんをしていただければ、もっと安上がりなといいますか、購入金額が下がるのではなかったのだろうかというふうな保護者もいらっしゃいましたので、今回取り上げさせていただきました。

確かに自転車を勧めているわけではないというのは承知しますが、今の実態からなると、どうしても自転車利用をしたいという子供さんたちがいらっしゃいますので、何とか今後において、それほど人数が少ないというふうには感じておりますけれども、ただ、5,000円から1万円ぐらいするというのはですよ。聞いてびっくりしました。作業用ヘルメットでしたら、すぽんというヘルメットだったら1,000円ぐらいからあるというふうに聞いておりましたけれども、自転車専用なのでしょうかね、かっこいいのです、競技用みたいで。見させていただきましたが、そういうのになると高額で保護者の負担が大きいのだというふうに言われまし

たので、一部助成でもできないのかなというふうに思いましたけれども、もう一度。

それと、貸与という、貸し付ける、学校が管理をして貸し付けてはどうかという声もありましたが、このご時世です。不衛生だというふうに、汗をかいたりとかすると、一回一回消毒をしたりとか、そういう状況があるということで、やっぱり貸与というのは不衛生なのだというふうにも伺いましたので、一部助成でもできないのかということをもう一度伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

先ほど教育長からご答弁申し上げた内容と変わるところはございませんけれども、まず、標茶中学校さん、今、限定の自転車通学を条件つきで認めているという部分がまず大きな部分でございます。その部分についても、認める以上は、この4月からはヘルメット着用をしてくださいという学校側からのお願い。これについては、ヘルメットをかぶってもらうというのは、家庭において、その部分で責任を持って対応していただきたいという部分があります。

今、一部助成、金額もまちまちという、5,000円から1万円ぐらいというようなお話もありました。その一部でも補助できないかという部分でございますが、この辺の考え方については、今、標茶中学校限定で、それも一部、条件つきで許可をしているという中でございますので、もう少し広い考え方が必要なのかなと。子供たちの安全を守る上でなり、自転車に乗る方の安全を守る上でどういう対応が必要なのかという、そういう部分での立場で考えなければならないのかなというような考えです。

ですから、今現在は標茶中学校限定でヘルメットを義務づけた状況でございます。その中では、教育委員会として、そこに対しての補助というのは限定的ですので、考えるのは難しいのかなという状況でございますので、その辺のもう少し広い対応の仕方等々も考えなければならないというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 先ほどのご質問の中で、標茶中学校だけが自転車通学をしていると、他の中学校、例えば塘路、茶安別、虹別ではないというふうに伺いましたけれども、確かに、ほかの学校はないから標茶中学校の生徒にだけ助成をとというのは不公平感が生じるのかなという思いも正直いってありますが、義務教育であって、父母負担軽減のためにも、ぜひお考えを願いたいというふうに思います。

終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で6番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

2番・類瀬君。

○2番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、質問いたします。

まず、1点目ですが、苦境にあえぐ酪農に具体的な支援が必要ではないか。

北海道内産生乳価格は、3年連続の据え置きが決定しています。生産抑制や飼料・燃料高など、経営への圧迫要素が重なる酪農家は、収入増が望めない状況に置かれています。加え

て本町では、「OSO（オソ）18」の影響で育成経費の増加、粗飼料確保に関する不安が払拭できていません。こうした状況ではありますが、持続的な再生産のループの中に温室効果ガス削減への取り組みも組み込まなければならないなど、課題が山積しています。こうした中、酪農の進むべき道筋は国からも北海道からも明確に示されてはおらず、酪農家は苦悩しています。町としての諸課題解決策を明らかにして、基幹産業を守るためのビジョンを示すべきではないでしょうか。持続的再生産を目指している町の考えを伺います。

①町は、町内の酪農の現状をどのように認識しているか。

②生産費を抑制するため、敷料の原材料として町有林、間伐材、風倒木を無償提供する考えはないか。

③過去のOSO18被害が集中する放牧後2か月以内の牧野衛生を徹底すべきではないか。

④OSO18被害地域の酪農家が、後継牛育成に大きな不安と負担に苦しんでいる事実を把握しているか。捕獲以外に後継牛育成への支援が必要と思うがどうか。

⑤温室効果ガス削減への取り組みを具体的にどう進めていくのか。

⑥酪農の衰退は、町の経済状況の悪化を招く。なりふり構わず食いとめるべきではないか。以上、伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員の苦境にあえぐ酪農に具体的な支援が必要ではないかとの質問にお答えいたします。

1点目の町内の酪農の現状をどのように認識しているかについてのお尋ねですが、新型コロナのかねてからの影響に加え、今年2月24日にロシアがウクライナへ侵攻したことに伴うエネルギー価格や穀物価格への高騰の影響により、酪農家の生産コストが上昇していることなど、先が見通せないこの状況に、酪農家が抱える不安はかつてないほど厳しいものであるとの認識を持っております。

2点目の生産費を抑制するために、敷料の原材料として町有林の間伐材などを無償提供する考えはないかとのお尋ねですが、町有林の過去3年間の間伐材の平均生産実績より、おが粉の生産可能量を算出すると、フリーストール牛舎において生乳が1年間に必要なおが粉の500頭分程度の生産量にとどまり、無償提供を行った場合、本町の成牛の飼育頭数から考慮すると、酪農経営における生産費の抑制に対して、非常に限定的な効果となり、町内全体での公平性を保つことが難しいことも考えられるため、違った視点からの生産費を抑制する手法を研究していく必要があると考えております。

3点目の「OSO18（いちはち）」被害が集中する放牧後2か月以内の牧野衛生を徹底すべきではないかとのお尋ねですが、令和4年第1回定例会予算審査特別委員会において、議員よりご助言をいただいております。各牧野で耳タグ型殺虫剤の装着や、放牧開始前と放牧期間中の駆虫薬塗布などピロプラズマ症の対策をとっておりますが、牧野関係者の聞き取りによりますと、昨年も数頭の感染があったと伺っております。感染した牛は、主に貧血などの臨床症状が見られ、重症化した場合はヒグマなどの野生動物に襲われるリスクが高まることから、牧野衛生を徹底することは重要であると考えており、その方法について研究してま

いりたいと考えております。

4点目のOSO18（いちはち）被害地域の酪農家が、後継牛育成に大きな不安と負担に苦しんでいる事実を把握しているか、捕獲以外に後継牛育成への支援が必要ではとのお尋ねですが、OSO18（いちはち）による家畜被害を受け、昨年9月以降、家畜被害のあった農家、牧野組合関係者、酪農振興会との意見交換会の実施や、JAしべちゃとともに被害のあった農家へ戸別に訪問し、個々の農家が抱える経済的な負担や精神的な不安などについても、直接聞き取りし、生産者へ可能な限り寄り添うなど、対応をとってきたところであります。特に牧野関係者からは、「まずはOSO18（いちはち）の捕獲を」との意見が多く聞かれたことから、継続した捕獲体制の推進と防除威嚇機器の設置などの対策が、間接的に後継牛育成への支援につながると考えております。

5点目の温室効果ガス削減への取り組みを具体的にどう進めるかのお尋ねですが、基本的にはこれまで検討を進めてきたバイオガスプラントを導入し、家畜ふん尿由来の再生可能エネルギーを活用することが、温室効果ガスの削減につながるものと考えております。しかしながら、資材費及び燃料費等の高騰に伴うイニシャルコストの増加と、前述した酪農家の生産コストの上昇の影響により、プラント建設予定地域全ての農家が納得する経産牛1頭当たりコストを示すことが難しい状況です。

このような状況ではございますが、議員ご指摘のとおり、持続的生産基盤を維持する上で、温室効果ガスの削減の取り組みは必須であると認識しており、プラント規模の見直しも含め、標茶町エコヴィレッジ推進協議会の中で、引き続き研究していきたいと考えております。

6点目の酪農の衰退をなりふり構わず食いとめるべきではないかとお尋ねですが、本町の基幹産業である酪農を守り育てることの重要性は、議員と意を同じくするところですが、生産基盤の維持については、まずは国や業界団体が現状の課題を整理し、需給調整のあり方や、各種対策を検討するなど、さまざまな措置を講じていくことが大前提であると考えております。

こうした状況下で、町といたしましては、JAしべちゃと情報交換する中で、生産抑制や資材高騰の諸課題を踏まえ、各農家に対して町が直接補助を行う体制の構築は難しいという判断から、今年3月から町内全世帯に対して牛乳贈答券2,000円を配布するなど、消費拡大に向けた取り組みを実施しております。今後、学校の夏季休業期間も牛乳の需要減少が想定されることから、牛乳廃棄にならないよう、引き続き消費拡大やPR活動を実施していくこととしております。

また、町として何ができるのか、何をすべきかについては、引き続き各種団体との情報交換をする中で、効果的な施策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 町長は就任以来、子育て支援に係る各種無償化、観光施設への投資、デジタル化の推進など、公約に基づく施策あるいは機を見ての積極的な財政出動を実施して

きたと思います。しかし、本町の基幹産業である酪農に関しては、目立った施策も計画もなく、大変残念に感じております。ただいま答弁いただいた酪農に関する現状認識についても、個々の酪農家や私の認識とは内容がかなり乖離していると感じますので、再度質問をさせていただきます。

話をわかりやすくするために、乳価を1キロ当たり100円としてお話をします。乳価が100円の場合、従来の生産費は80円程度でした。ただ、一昨年から海外の穀物が値上がりを続け、令和3年3月の時点では、乳価に換算すると10円程度、10円強値下がりした状態となっていました。それに加えて、今年6月、JA全農が6月から10月に販売する肥料の値上げを発表しましたが、その内容というものは、かなり衝撃的なものでした。一般的に使用されている高度化成肥料というのですけれども、その価格が前年同期比で55%の値上げとなりました。高度化成肥料の材料となる尿素や窒素、そういった単味については最大で94%の値上げ、そういった状態にあるわけです。一般的に使用するものについては、昨年同期と比較して1.5倍の状態です。燃油価格の高どまりもあるわけで、こういった状況を勘案して、町としては現状の乳価で酪農家が利益を出せる状態と考えているのかどうか、それを伺いたいです。

折しもクラスター事業の償還も始まっていて、そういった中で利益を出すことが難しいと考えて、最近になっても複数の大型の酪農家が系統外への出荷に切りかえております。これは、お話しした100円という例えば乳価の範囲では利益が出せないという、そういった判断によるものかと思っておりますけれども、町としては、このようにして系統外にどんどん酪農家が出荷をしていった場合に、例えば乳価交渉における不利、そういったものが生じるとか、生産者団体や系統メーカー自体の存在の根幹を揺るがすようなことになると、そういったことについてどのように感じておられますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 担当課のほうからお答えしたいと思います。

まず、1番の酪農家の現状に対する認識なのですけれども、今回の肥料及び燃料など生産コストの増加の問題につきましては、JAしべちの試算によりますと、肥料のみをとっても価格改定分を加味した場合、次の肥料年度の負担増が約7億3,000万円になると伺っており、そのことに対する町としての認識としましては、先ほど町長も答弁しましたとおり、農家さんもこのこと一つに限っても非常に負担がまずは大きくなっているのだなというふう考えております。

それと、系統外の関係につきましては、個々の農家の経営の中でどうすべきか考えた中で判断をされた結果だと、まずは認識しております。

それと、あと4月13日に酪対の委員会の中で、インアウトの取り扱いについて協議がされているところでございます。このことは、本町の系統出荷の農家さんにも影響する問題ですので、インアウト、アウトインも含めて双方の動きについて注視していきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まさに、今まで経験したことのないようなピンチに、本町の酪農、

酪農全体が直面しているわけです。消費の減少という、新型コロナウイルス感染症の拡大によるという特殊な条件、それからロシアによる穀倉地帯ウクライナへの侵攻、それから経済制裁等に反発して行われる原油の輸出制限とか、そういった複雑な要素が確かに重なっているわけですが、そういった状況の中で系統外への、例えば生産者が系統を選ぶか系統外を選ぶかというのは、今答弁いただいたとおり、それは生産者の自由なわけです。それはそのとおりです。ただ、そのことが、こういった厳しい現状が続いたために、雪崩を打つように系統外に出荷が流れていったとき、では次はどういった現象が起きるのかということを生産者団体だけではなくて、それは町としてもやはり考えなければいけないのではないかと思います。もちろん個々の経営であり、そして生産者団体の方針や意向というものもあるかと思いますが、町としては具体的に何かできることはないのかということ、相談するというだけでなく、現状で何かそういうカードを持っていないのかということをお伺いしているわけです。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えしたいと思います。

先ほども申しましたとおり、次の肥料年度の負担については、相当額の負担が増えるということで、もはやちょっと町単独でできる支援の規模は超えているなというのが正直なところだと思います。その部分につきましては、短期的な対策として、国による一刻も早い支援制度の創設が必要と原課としては考えているところでございます。

同時に、各種補助事業を活用した草地整備や、ゲノム解析技術を活用した牛ふん改良などで、生産基盤を維持、増進することも重要と考えております。今回、議員もそうした視点でのお尋ねだったと思いますが、土壌診断で得た情報を基に施肥設計をすることで、必要な成分を必要なだけ使い、肥料コストを削減するなど、今までしてきたことの見直しを積み重ねることで、生産コストの抑制を目指すことも、今後は必要になるのかなというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 私が考えている町が単独でできる生産費の抑制ということで、以前から申しております町有林の活用というものを今回も質問させていただいています。

お答えいただいた内容でいうと、間伐材に限定されておりましたので、そうすると成牛に換算すると500頭分ぐらいにしかありませんよということだったので、質問自体は特に間伐材に限定してはおりません。伐期を迎えた町有林そのものも含めて申し上げているわけです。以前から近隣自治体の取り組みについて触れてきましたが、改まって予算措置を講じなくても、町有林そのものをそういったものに材料として提供するという、そういう酪農・畜産へのダイレクトな支援として、他の町村ではその実効性が評価されているわけです。あわせて、林業の活性化にもつながるし、グリーンカーボンの持続ということにもつながっていくのだろうと思うわけです。要するに、伐期を過ぎた木を現在のようにあまり手を加えずに、ただ風倒木となって風化してしまう、そういったことも含めて考えると、今この酪農がピンチのときに、そこへ材料として資材として提供する、そういったことができないもの

だろうかという、そういったことをお尋ねしています。

ただ、先ほどの答弁を聞く限りで、町内での敷料としてのおが粉の需要というものが把握されていないのではないのかなと思うわけです。この使用の実態、需要というものがどれほどのものかというのがはっきり把握されていれば、たかがおが粉、されどおが粉で、生産費の抑制効果というものはかなり大きいと私は思うのですが、その点いかがでしょう。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 町有林の活用ということで、立木のまま無償で提供してはというお尋ねだと思いますが、まず町有林につきましては、町民全体の財産でございますので、慎重に考えていかなければならないかなというふうに思います。

それと、立木を伐採した後は再生林をしていかなければならないわけなのですが、そこについては苗木の確保等の問題もありますし、あと公共予算の配分等の問題もあります。ただ、今、議員からご指摘を受けたように、現状、町有林につきましては、高齢級林分の割合が非常に高くなっております。その施業の中で、市場の利用、もちろん木自体の利用もそうなのですけれども、あわせて市場や追い上げ材等、俗に言う林地未利用材の活用についてもあわせて考えていき、おが粉生産工場への安定供給に、それが家畜敷料の農家さんへの安定供給にもつながりますので、その辺については引き続き研究していきたいなと考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） あと、OSO18への対策、OSO18（いちはち）というのが正しいのかちょっとわかりませんが、OSO18への対策として、成功事例として標茶町育成牧場、それから茶安別中央牧野、中御卒別牧野の小型ピロプラズマ対策の詳細については、当然御存じかと思いますが、先ほどご答弁いただいた中に、ピレスロイド系のイヤータグというもの、それから駆虫薬の塗布というものを答弁いただきましたけれども、このピレスロイド系のイヤータグというのは、主にピンクアイを媒介するハエ、それから乳房炎等の原因となるサシバエ、そういった小型の吸血昆虫の防除に使われるのが一般的です。ちょっと駆虫薬の中身がわかりませんが、例えばイベルメクチン系の内外部寄生虫駆除薬だと、これは殺ダニの効果という、要するに小型ピロプラズマを媒介する殺ダニの効果というのは、これは非常に限定的です。

ですから、成功事例として以前も紹介してはいますが、例えば茶安別中央牧野の対策というのは、そういった基本的な駆虫対策、防虫対策のほかに、殺ダニ剤としての、ピレスロイド系ですけれども、フルメトリン製剤というものを使います。それは殺ダニ効果が抜群に強いものです。ただ、それだけだと環境中のダニ自体が減りません。フタゲチマダニが主力なのですけれども、13匹に1匹が小型ピロプラズマを持っている。それが標茶の現状です。そうすると、環境中のフタゲチマダニをどうやって減らすかという、その対策もなければ、答弁にありましたように、感染するものが出ると。それはごくごく当たり前のことであって、いわゆるダニの卵のふ化阻害剤もあわせて使うサンドイッチ法というものも実施しなければ、健全な牧野とはいえないわけです。そういったこと、しつこいようですけれども、成功事例が幾つもありますから、そこを参考にすべきだと思います。ただ、人手も費用

もかかることから、そういったところに行政の支援が必要ではないかと思えますけれども、その点についてはどうお考えですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 担当課のほうからお答えいたします。

今、議員から、茶安別中央牧野、あと育成牧場の主にマダニ対策、ピロプラズマ対策になるかと思うのですが、基本的には各牧野で今現在、僕の知っている薬剤でいうと、バイチコール、背中にかけるダニの薬ですね。そういったものの塗布や、あと獣医師さんに聞きましたら、ペルタックもそういった効果があるのだよというふうに伺っておりました。効果のほうはバイチコールだとかに比べると低いのかもかもしれませんが、まずはそういう効果があるというふうに伺っております。

それと、あと環境中のダニを減らす対策というのは、私、今回その話初めて聞きましたので、今後勉強していきたいと思えます。

それと、あと今後の対策というか、基本的にはこれまで行ってきた対策をまずは牧野のほうで引き続き行っていきたいと。

それと、あと、これもOSO18の話にかかわってくるのですが、やっぱり弱った個体というのは、ヒグマに限らず野生動物に襲われる、カラスやキツネにもいえることなので、その可能性が高くなりますので、まずはそうした牛の早期発見、具体的には牧野の牧区替えですとか、あと発情で牛を捕まえる際に、牛を集めたりだとか、そういった機会に、その辺を注視してもらって、場合によっては退牧だとか、そういったことの対策も重要かなというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 私のほうからも答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、この苦境にあえぐ酪農に具体的な支援が必要ではないかというご質問の冒頭で、議員から目立った施策がない、計画もなく残念だという、そういう評価をいただきました。

振り返りますと、ここにきて急速に経営環境が悪化してきたというのがまず1つあるのかなというふうに思えますけれども、前段の部分、それ以前の部分につきましては、着実にこれまでやってきた施策を継続してきている、そういう評価をしていただけないものかなというふうに思ったところであります。その上で、なお新たに違うものについては、やっていかなければいけない。ただ、議員が質問の最後のほうで、なりふり構わずという、そういう言葉を使っているんですけども、それについてはマインドは同じ立場でありますけれども、財源のことを考えると、なりふり構わずというわけにもいかないのかなというふうに思っているところであります。

おが粉の部分で具体的な例示もいただきましたけれども、決して超高齢級の木を倒木とするために山に置いているのではなくて、計画的に切り出すというのはあくまでも基本でありまして、その中で倒れてしまった木を活用する方法はないのか、その視点については議員と考えを同じくするところであります。ただ、これまでも何度かお答えしているとおり、そういったところどころにある木を回収して、そしておが粉にするというのが、経済的に考える

と計算が合わないというところで、実現できずにきているところでもあります。おが粉に関しては、これまでも何度か研究を進めていきたいということで、私も答弁した記憶がありますが、これについては議員からも引き続きご助言いただきながら、できる形を求めていきたいなというふうに考えているところでもあります。

恐らく今日、農協総会の中でも、同様な生産費の抑制あるいは経営対策について議論がされているのだというふうに思います。その結果を踏まえながら、町としても農協さんとも歩調を合わせながら、できることを考えていきたいなというふうに考えているところでもあります。

具体的なカードを今持っているのかという質問もありましたけれども、それに関して言うと、正直、具体的なカードは私の段階では持ち合わせておりません。今、言ったように最近になって78%とか94%とか、50%を超える値上げというようなことで、衝撃が大きく走っているということもありますし、これについては、まともに減算額あるいは経費の掛かり増し分を計算すると何億、10億、20億という、そういう金額になりますから、単独の自治体でカバーし切れるものではないというふうに考えております。そういったことで、町だけではなくて、国や道あるいは系統団体の考え方も聞きながら、できることを考えていくべきだなというふうに考えているところでもありますので、ご理解いただきたいと。

それから、OSO18（いちはち）の関係でありますけれども、議員ご指摘のように、牧野で狙われない牛をつくるというのは、牛が狙われないようにするというのは、大事な視点だというふうに思っております。農林課長答弁のとおり、できることは考えていく。それについて専門家、自防のアドバイザーあるいはその他専門家の意見も聞きながらやっていこう、その辺の財源につきましては、町の財源はもちろん、中山間の交付金やら農協さんの支出やら、そういったところを総合的に力を合わせてやっていくのが、この昨今まれに見るような危機感にある酪農を救う手だてなのかなというふうに考えているところでもあります。

それで、OSO18（いちはち）関係なのですが、牧野の対策は大切なのはもちろんなのですが、今、知床財団の知見を借りて移動ルートの特定、個体の捕捉のためにヘアトラップという仕掛けを町内何か所かに設けて、捕獲に向けた作業を強化しているところでもあります。実際、使うまでは何とも言えないところがあるのですけれども、先ほど答弁させてもらったように、牧野関係者の大きな声としては、やはり捕まえてほしいというのが一番強かったというところで、今そこに力を向けているところでもあります。

それから、系統外の出荷が増えたとき、その先にあることを想像すべきというようなご発言をいただきました。それについては、インアウトの話が出てきたときから危惧していたところでありまして、当然報道等でも言われているように、系統の組織力が落ちると当然交渉力も落ちることにつながっていきます。そういった場合に、酪農主産地であります本町が直面する危機というのは、大変大きなものがあるというふうに思っておりますので、その辺について、まずは系統組織が組織を守るという、そういう発想のもとに行動してもらうのはもちろんなのですが、協議する中で町ができることについては相談に乗ってきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まだまだ先がある中で、副町長から今、途中までの分、補足をいただきましたが、できることをもちろんやっていかなければいけないということでお聞きしますけれども、OSO18の関連で、昨年の9月以降、牧野関係者、それから利用者、そういった方々と話し合いをし、要望を聞きということになって、その結果として一番要望が、声大きいのは、当然ですけれども、早く捕獲してくれということかと思うのですけれども、直近では、いつ牧野の関係者の方とお話をしたのでしょうか。

私、実は5月中に町内で一番大きい被害地域のメガファームの方とお話をしています。それ以前にもお話をして、その結果として町営牧場の空いている牧区にそういった牛を受け入れることができないかというお話をしたこと、記憶あるのではないかなと思うのですけれども、今年5月、新規の放牧を前にして、一度そういったお話を伺いに行っています。そのときに、やはり捕獲してほしいのはそれは当然だけれども、今一番困るのは、こういった経費が高騰している状況で、育成牛を育成するために、これまでかからなかったお金をさらに払わなければいけない、かけなければいけないということが、規模が大きいだけに非常に深刻なのだというお話を伺いました。どうでしょう、それより新しい、そういうお話なのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 私のほうからお答えしたいと思います。

牧野との話し合いの場につきましては、今、議員おっしゃられていたほかに、令和2年から実は始めております。牧野からの要請を聞いたりする機会を設けたりですとか、あと専門家を招いての勉強会等を実施しております。

今お話のありました部分についてなのですが、一番最後に意見交換会を行ったのは、今年の3月24日でございます。ただ、先ほど副町長のほうからお話ししましたとおり、まずはOSOの捕獲を優先でというふうに、もちろん担当課としても動いているところなのですが、放牧もう少しで始まりますけれども、実際まだ捕まっておきませんので、去年に引き続き、音と光の出る威嚇機の設置等を牧野関係者とは連絡を密にとりながら進めているところです。基本的には、放牧が開始される前に、それらの設置を終えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） OSO18に関しては、結局のところ捕獲が最終的なゴールなわけですが、ただ、目の前の現実というものを、この先も牧野を利用している方々からよく話を聞いていただいて、そしてこの2年、3年の中でもどんどん状況が変わってきているわけですから、そういった意味では、以前提案したような育成牧場の空き牧区に、被害が出て放牧が中止したような場合という限定ですけれども、そういったこともぜひ検討していただきたいなと思います。

それから、温室効果ガスの削減についてですけれども、酪農畜産由来の温室効果ガスで最も問題となっているのは、これは世界的に見て牛のゲップです。牛1頭当たり1日大体成牛

で1,800リッターのゲップをして、その中に約500リットルのメタンが含まれている。御存じのとおり、メタン自体は二酸化炭素の25倍の温室効果を持つ、そういうものです。

バイオガス発電については、私が議員になってからのこの3年間、議会で取り上げられるたびに標茶町エコヴィレッジ推進協議会で検討あるいは研究ということをして、ずっと聞いてきたように思います。結局のところ1ミリも話は進んでいないという、そういう印象を持っています。この状態で2030年に温室効果ガスの排出を47%削減、2050年にはゼロカーボン達成しなければならないことへの展望というのがあるのかどうか。酪農を基幹産業とする町として、そのこのところ、避けて通れないものだと思うのです。主要な農業立国、例えばアイルランドなんかだと、牛の頭数を減らさなければいけない、もしかすると達成できない、そういったことまで考えられていて、牛の頭数を一旦減らしてしまうと、そのことは食料危機にも結びつくし、それから、その回復にも時間がかかるので、そうならないためにということで牛のゲップに関する研究というのが進んでいる、そういう状況です。

もちろん標茶町全体の温室効果ガスの排出量がどれほどのものか、それからカーボンを固定する、そういった素地というものがどういったぐらいなのか、その評価がどの程度のものなのかということが示されていませんけれども、ただ、現状で酪農・畜産を基幹産業としている以上、牛のゲップについては早急にやっぱり考えていかなければいけないと思うし、牛の第一胃の中での発酵過程のメタンを抑制することは、ちょっと細かい話ですけども、牛の主要なエネルギーであるプロピオン酸の酸性を多くして、結局少ない餌で牛が余分に育つのです。餌の効率が非常によくなる。そういったことも考えて進んでいかないと、今の現状はとても厳しいという、そういう当たり前の話にしかならないと思うのです。だから、ゼロカーボンのことも、それから今のそういう飼料高騰のことも、これ全く別々のことではないと思うのです。そういったことを一まとめにして、きちんとした将来展望を持たなければいけない、そういう時期だと思います。

ただ、そのことで言うと、町としては、町営牧場において、輸入穀物への依存度を下げるための飼料作物の栽培や、エコフィードの給与というのをやってきていました。リスク管理として、現在のような価格高騰とか品薄を想定して、そういったことをやってきていた。それから、今お話ししたように、メタンを抑制することで牛の成長もよくなるという、そういったことにも取り組んできていました。良質の堆肥を草地に還元することで、高度化成肥料の削減と炭素固定にも貢献していました。ただ、堆肥化の過程で問題となる木質リグニンの分解に分解酵素を使用していました。それから、そういった取り組みを町内の酪農家に技術として、知見としてフィードバックしようということに取り組んできていたわけですが、町長が町長に就任すると同時に、これらは全て取りやめられています。できることをやる、どんなことができるかを検討すると言いながら、今この現状でこういったことが継続されていたら、単純に町営牧場の収支の改善というだけではなくて、町内の酪農家にとって幾ばくかの経費削減とか、カーボンの削減とか、そういった効果を発揮できていたかもしれない。急に始めて急に成果が出るものではないですから、特に堆肥の施用によるカーボンの固定なんかはそうです。継続して初めて効果が出ることを、ある日やめてしまっている。そういった

ことを町としてはしてきたわけではあります。

だから、これから何をやる、どうする、農協と相談をするということをお話す以前に、まずはこういった失ってしまったものに対する検証というものも必要だと思うし、その上で今できることが何かというのをしっかりと考えるべきではないかと思うのですが、まずこういったことをやめてしまった、その理由というのがもしわかれば教えていただきたい。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 2時59分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

以前、育成牧場で行われていた取り組みが、なぜなくなっているのかというお尋ねでありますけれども、町長として施策として中止したということではございません。経過としては、政策的なものではなくて、牧場の経営内での検討において中止されたという結果でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、ゼロカーボンの関係で、議員ご質問、お話をされておりましたけれども、3月にゼロカーボンシティの宣言をさせていただいております。町全体で目指すというところでありまして、まず運動論として宣言をさせてもらう。今後、町内にどのようなものがあり、どのような形でゼロカーボンに向かっていくかというのは、これから詳細、検討、決定していきたいとふうに考えているところでありまして、もちろん酪農・畜産についてもその一部であります。引き合いに出されたメタンについても、サプリメント等々の活用で発生を抑制できるのであれば、それこそ経営の中でそれがのみ込むことができたりとか、あるいは政策的な支援を行いながらやれるのか、そういったところも精査しながら、できることは最大限取り込んでゼロカーボンシティの達成を目指していくというのが、今、私たちが標茶町でやろうとしていることでもあります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） いずれにしても、答弁の冒頭で述べられているとおり、今の標茶町、標茶町に限らず、酪農の状況というのは、かつてないほどの危機だと。そのことについては、今回この質問で、町と私あるいは一般の酪農家との溝というのが、少し埋まっていくのかなと、埋まっていけばいいなというふうには考えます。こういう厳しい状況ですけれども、一軒もそういった経費が増えたことによる離農が出ない、出さないという、そういった決意で、これからも基幹産業を守っていく、そういった取り組みに期待します。

次の質問にまいります。

2点目の質問ですが、アイヌ政策推進交付金事業に関する地域計画に矛盾はないか。

2019年4月、国会は「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進

に関する法律」、以下、アイヌ新法と言わせていただきます。これを成立させた。「アイヌ文化の振興」「アイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発」、そのための「環境整備策」を柱とするものであります。しかし、多くの自治体は、これらの施策に取り組むことで交付される「交付金」の獲得を目的として、「観光振興」や「箱物づくり」に邁進しているとのアイヌの方々からの批判もあります。本町ではどうか。

新法成立時、町は、アイヌ協会を解散して相当の歳月が経過して「アイヌ政策推進地域計画」が策定できないので、交付金事業の実施は不可能としていました。しかし、実際には地域計画を策定し、交付金事業に取り組んでいます。交付金事業実施に至る経過と事業内容、進捗状況についてお伺いします。

さらに、地域計画の中に、本町のアイヌの実態と課題をどう反映させ、人々の誇りが尊重される社会をどう実現しようとしているのか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員のアイヌ政策推進交付金事業に係る地域計画の矛盾はないかのお尋ねにお答えいたします。

1点目の多くの自治体は、これらの施策に取り組むことで交付される「交付金」の獲得を目的として、「観光振興」や「箱物づくり」に邁進しているとの批判がある。本町はどうかのお尋ねですが、本町においては、アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する地域の普及・啓発として、『標茶町文化財マップ』のデジタル化事業の文化財マップのデジタル化、「アイヌ文化に関わる体験伝承事業」のアイヌ文化にかかわる体験、ペカンペ採取体験、アイヌ文化に関する学習支援などを実施または計画しており、これらの体験によりアイヌ文化への理解を深めるとともに、後継者を育成する目的で計画をしております。

環境整備策としては、「標茶町博物館ニタイ・トにおけるアイヌ文化展示資料整備事業」の標茶町のアイヌ文化映像コンテンツの作成、標茶町のアイヌ文化重要地映像記録、ペカンペ採取用船製作、「アイヌ文化関連施設事業」として旧塘路駅通所改修を予定しております。本町にかかわるアイヌ民俗資料、博物館の整備強化、文化を受け継ぐための担い手を確保する目的や、幅広い来訪者への本町のアイヌ文化と受け継がれてきた資料、そして伝承について理解を深めてもらうために計画をしているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目で触れられている本事業の実施に当たってのアイヌ団体に関する経緯についてですが、令和元年10月4日に釧路総合振興局において行われたアイヌ政策地域連絡会議にて、本事業の詳細についての説明を受けています。その中でアイヌ政策推進交付金事業計画の作成要領に、地域の概要欄としてアイヌ関係団体及び地域住民の協力体制という項目があり、本町では解散したアイヌ協会がその団体に当たると解釈していましたが、その後、事業化の声があり、本事業を担当する内閣府大臣官房アイヌ施策推進室との具体的な相談の中で、本町の活動しているアイヌ文化は、発信する文化団体やアイヌ文化の担い手が地域計画のアイヌ関係団体としてみなすことが可能との確認のもと、本事業の計画を令和3年7月2日に策定に至っている経過となっております。

3点目の地域計画の中に本町のアイヌの実態と課題をどう反映させ、人々の誇りが尊重される社会をどう実現しようとしているのかとのお尋ねですが、本町においてはアイヌ語に由来する地名が数多く残されており、アイヌ文化や歴史にかかわる文化財も多数残されています。塘路、虹別地域は、明治期以降の北海道開拓が進む中でも、伝統的なアイヌ文化による祭事は継続し行われており、両コタンで使用されていた地域のアイヌ文化にかかわる伝統的な生活民具、祭具の一部は標茶町博物館ニタイ・トで保管しているほか、現在失われてしまった祭具も復元し、あわせて展示しております。また、標茶のアイヌ文化の特色として、19か所のチャシ、3か所の送り場も周知の埋蔵文化財包蔵地として登録しております。

このようにアイヌ文化の歴史にかかわる文化財は多数残されており、その伝承と保存、これらの情報を蓄積し、展示や事業等を通して発信する拠点の整備が必要であります。また、かつてコタンのあった塘路地区には、アイヌ文化の楽器であるムックリの演奏を中心とした文化サークル「塘路口琴研究会あそう会」があり、本町のアイヌ文化の伝承活動をされてきた方などが在籍しており、博物館や塘路地区公民館とのアイヌ文化普及にかかわる連携事業も継続的に実施しており、町民のアイヌ文化に対する知識も高いものであります。

しかしながら、こうした実態がある中で、文化を受け継ぐための担い手不足が顕著であります。本事業を通じ目的を達成し、町民や本町を訪れる方々に積極的な理解への促進を深めるとともに、アイヌ民族にルーツを持つ人々へは、みずからのルーツに誇りを持ち生きられる社会実現を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

2点目の交付金事業実施に至る経過と事業内容、進捗状況についてのお尋ねですが、本町では、令和元年10月に北海道主催のアイヌ政策地域連絡会議にてアイヌ政策推進交付金等についての説明を受け、地域計画策定に向けた検討が始まっておりますが、令和2年度より、アイヌ文化や歴史を後世に伝承する事業、アイヌ文化にかかわる資料や建物を適切に保存・管理するための施策について、博物館で実施可能な事業について検討を進めるとともに、「アイヌ施策推進地域計画」の素案の作成に着手し、現在に至ったところであります。

本町のアイヌ施策推進地域計画の計画期間については、計画が認定された令和3年7月2日～令和8年3月31日の5年間となりますが、令和3年度の事業は、コロナ禍の影響により事業期間を十分に確保できない2つの事業を令和4年度実施に変更した以外は、計画どおり実施しております。

具体的には、小学校で使用される「郷土読本」、標茶町文化財マップをPDFファイル形式にして幅広い活用を図る「標茶町文化財マップのデジタル化」を実施、「アイヌ文化に関わる体験伝承事業」では、「塘路口琴研究会あそう会」と連携して、ムックリづくりと演奏指導を含めた講座を標茶市街と虹別の2か所で開催。標茶のアイヌ文化を知る機会として、標茶市街と虹別の2か所で「標茶のアイヌ文化を知る講話」を開催。体験事業では、塘路湖でペカンペ（ヒシの実）を採取し実際に食べてもらう「塘路湖でペカンペをとって食べよう」を10月に開催。博物館で保存しているアイヌ伝統音楽をデジタル音源化し、今後の利活用を図る

「標茶のアイヌ伝統音楽保存活用」の実施、本町のアイヌ文化や歴史について博物館で常設展示している解説パネルの多言語化の実施、博物館の貴重なアイヌ民俗資料の適切な管理のため防犯設備機器の設置、塘路地区において伝統的に行われてきたペカンペ採取の際に使用されていた船を復元するとともに、製作過程を記録・保存して、地域固有のアイヌ文化を伝承するアイヌ採取用丸木船の製作、旧塘路駅通所内を本来の間取りへ復元する改修及び屋根と外壁を補修する「アイヌ文化関連施設整備事業」の実施設計を行っております。

令和4年度につきましても、現時点では計画どおり実施する予定でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時24分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） 大変失礼いたしました。

先ほど答弁の中で一部間違った答弁をいたしましたので、改めて訂正をしたいと思います。答弁の中で、「地域固有のアイヌ文化を伝承するペカンペ採取用丸木船の製作」ということで申し上げるべきところを「地域固有のアイヌ文化を伝承するアイヌ採取用丸木船の製作」と申し上げてしまいましたので、この場を借りて訂正させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 町長、教育長それぞれから答弁をいただきました。

その中で、市町村が策定する地域計画は、地域振興としてのアイヌを目玉とする観光事業になってしまっているのではないかという、そういったことをこの質問、答弁いただく前に考えていた、これは偽らざるところであります。ただ、今、両者のご答弁を聞いて、決してそういうことではなく、純粋に文化の継承、伝統の継承、そういったことと、それから人材育成に進んでいくのだということを聞いて、安心したところではあります。ただ、その計画を策定するに当たって、標茶のアイヌの実態というものをどういった形で取り入れたのかということが答弁の中になかったと思いますので、具体的にどういった方からお話を聞いて、そういった中からどういった部分を伝承していく、あるいは継承していくというふうになったのかということ、それをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

アイヌ施策推進地域計画につきましては、アイヌ文化の保存または継承、アイヌ伝統等に

関する理解促進などに資する事業などとされており、博物館で想定した計画となっておりますので、教育委員会よりお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、現在本町にはアイヌ協会はございませんが、先ほどちょっと町長の答弁の中でもありましたが、かつてコタンがあった塘路地区にはアイヌ文化の楽器であるムックリの演奏を中心とした文化サークルがあります。このサークルには、本町のアイヌ文化の伝承活動をされてきた方などが在籍されており、これまで博物館や塘路公民館とアイヌ文化の普及に係る連携事業を継続的に実施しており、このサークルの方たちのご意見や、丸木船製作技術を後世に残したいとの志を持つ方などのご意見、また、標茶町文化財専門委員会のご意見などをいただいて地域計画の策定をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 最初の答弁にもあったように、塘路地区と、それから虹別地区と、そういったところにアイヌ関連文化財、そういったものが残っているというふうに答弁されています。今のお話だと、塘路地域の口琴をやっているグループの方のお話を聞いたということですけども、そもそもアイヌ協会があったときの、例えば会長さんを輩出しているのは虹別の地域です。先日前お亡くなりになった「議長において発言記録を削除」初め、そういった方々が標茶のアイヌ協会を支えてきたというふうに理解していますが、そういった地域の話というのは、それは聞かなくてもよかったのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時29分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

本町には標茶を初め、塘路、虹別、磯分内など、アイヌ語に由来する地名が数多く残されており、標茶、塘路、虹別には一定規模のアイヌコタンがございました。本町の塘路、虹別地域は、明治以降もアイヌ文化の伝統的な祭事が行われており、塘路コタンのペカンペカムイノミや虹別の虹別コタンの熊送りにつきましては、昭和初期の記録としても学術調査報告書が残されている状況であります。

今回策定した地域計画につきましては、アイヌ民俗資料の整備、博物館の整備強化、文化を受け継ぐ担い手の育成などの内容となっており、博物館の整備強化の部分が多くありますが、体験講座、ムックリづくりやアイヌ文化を知る講話などは、虹別地域でも開催されております。

今後につきましては、虹別地域に残されているチャシの測量等の調査を行い、遺跡としての価値を確立するとともに、虹別地域の方々にご意見をいただきながら、周知のための案内

看板を設置するなど、地域計画に反映させることも検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） このアイヌ新法については、施行5年をめぐりに必要に応じて見直す等、定められています。そういったことを意識して、民間での交付金事業に関するアンケートというのが実施されています。その中で一番多かったのが、推進交付金事業に関して、「アイヌ民族の意思が尊重されていると思わない」という回答が最多の65.8%を占めました。「わからない」という回答が18.4%、「尊重されていると思う」という回答は15.8%でした。また、もっと意見交換をしてほしかった、そういった意見を述べる方も多くいたと、そんなふうに聞かれています。

標茶町の地域計画自体は、そういったことで、これからは文化の継承、文化財の伝承とか、そういったことに重きが置かれていて、その担い手に関して足りないかなというところ、悩みとしてあるようですけれども、そういったことを、後継者を取りまとめていく役割というのは、行政もその役割を担っているとは思いますが、やはりアイヌの方々、組織、本町では解散してしまっていますけれども、アイヌ協会というものをもう一度つくっていくような、そういった流れというものも必要ではないのかなと思うわけですが。

釧路管内でいうと、アイヌ協会がないのは標茶町と浜中町だけです。そういった実態も踏まえて、「先住民族アイヌの尊厳を確立するため、人種・民族に基づくあらゆる障壁を克服し、その社会的地位の向上と文化の保存・伝承及び発展に寄与すること」を目的としている、北海道アイヌ協会のそういった考え方に基いて団体を築いていくことが大切ではないでしょうか。2024年の法改正時にアイヌの人々の生の声を届けるためにも、それから文化、伝統の継承者を育成するためにも、アイヌ協会の設立を促していくべきではないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、アイヌの方々、尊厳を守っていく、取り戻していくという観点では、そういった組織をつくっていくか、あつて、そういった方々のご意見を伺うというのは非常によいことかなというか、必要なこととは考えます。ただ、現状的に標茶町におきましては、協会がないということで、今後そういった組織を立ち上げる場合につきましては、いろんな関係部署等との調整が必要になると思ひます。そういった部分では教育委員会もそういった方向性が出れば、どのような形になるかわからないですけれども、その部分で協力していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） そのようにこれから取り組んでいっていただきたいと思ひます。そして、その際に現状において、日常生活における差別であったり、就労機会の不均等であったり、住居、それから子弟の進学率、そういった日常的なことを、やはりきちんと理解して、そういったところの日常に潜む問題点を、行政としても、それからご本人たちも理解して、解決に向けたアドバイスや支援、そういったものをアイヌの方々自身、それから行政が行っ

ていく。それが行政に課せられた義務ではないかと思しますので、そういったことで醸成される、アイヌの尊厳が守られる社会というのを見ずに、せんだってアイヌ協会の重鎮がお亡くなりになっておりますので、そのことに心より哀悼の意を表して質問を終わります。

（「休憩をとってもらえますか」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時38分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、深見君のほうから不適切と思われる指摘がありましたので、後日議長において記録を調査して、削除するなり措置することにいたしたいと思います。

◎報告第3号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。報告第3号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 報告第3号の内容についてご説明いたします。

本件については、令和3年度一般会計補正予算（第16号）の専決処分でございます。

歳出につきましては、経費節約などによる不用額を生じるものについて、決算に近い形で減額補正を行うとともに、新たに追加の必要が生じたものについて措置をさせていただきました。

歳出の主な減額といたしましては、児童手当1,039万円、標茶酪農再興事業補助金1,077万8,000円、新規就農者支援事業補助金1,217万4,000円、町営住宅建設費工事請負費1,041万4,000円、防災無線戸別受信機設置工事請負費3,004万8,000円、アイヌ交付金事業業務委託費1,650万9,000円などであります。

他会計への繰り出しにつきましては、病院事業会計負担金6,564万5,000円、同補助金4,455万6,000円、同出資金965万6,000円、国民健康事業事業勘定特別会計で513万9,000円、後期高齢者医療特別会計で201万2,000円を減額しております。

追加といたしましては、財政調整基金積立金963万円、減債基金積立金1億2,965万3,000円、町有施設整備基金積立金9,999万8,000円、ふるさと寄附基金積立金6,737万4,000円、町営住宅整備基金積立金で2,154万3,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳入につきましては、再精査をいたしまして、町税、地方交付税、各種譲与税・交付金、国・道支出金、財産収入、寄附金、地方債などの補正を行ったところであります。

その結果、補正額は3億6,360万4,000円の減額になり、最終予算総額は130億2,792万1,000円となりました。

なお、地方債については、最終決定額に合わせ補正を行っております。

本件は、3月31日をもって専決処分させていただきました。ご承認のほどお願い申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

報告第3号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和3年度標茶町一般会計補正予算（第16号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、別冊の令和3年度一般会計補正予算書によりご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

令和3年度標茶町一般会計補正予算（第16号）

令和3年度標茶町の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,360万4,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億2,792万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

28ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、4ページから7ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

2ページをお開きください。

第2表 地方債補正でございます。

過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良から森林整備対策事業まで、補正前の限度額が11億1,200万円からそれぞれの事業費の合計額1億1,060万円を減額しまして、補正後の限度額を10億140万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

次の事業にいきます。2地域活性化事業、補正前の限度額2億1,360万円から320万円を減額し、2億1,040万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

次に、3公営住宅建設事業、2億1,700万円から1,260万円を減額し、2億440万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

続いて、4 公共施設等適正管理推進事業、8,530万円から240万円を減額し、補正後の限度額8,290万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

次ページにまいります。

5 緊急防災・減災事業、補正前の限度額2,970万円につきましては皆減となっております。

続いて、7 災害援護資金貸付債、補正前の限度額が250万円、こちらの事業につきましても皆減となっております。

合計では補正前の額が20億1,080万4,000円から1億6,100万円を減額し、18億4,980万4,000円とするものです。

75ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額20億1,080万4,000円から、補正額1億6,100万円を減額し、補正後の額を18億4,980万4,000円とするものです。当該年度末現在高見込額でございますが、補正前の額135億1,885万8,000円から1億6,100万円を減額し、133億5,785万8,000円とするものでございます。

74ページをお開きください。

「継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書」でございます。全体事業費並びに年割額に変更はありませんが、財源内訳の補正がありますのでご説明申し上げます。計で申し上げます。

7 款商工費、1 項商工費、事業名が茅沼地区観光宿泊施設改修事業。補正前の計で財源内訳であります。特定財源、国道支出金が3億9,409万8,000円、地方債が6億8,750万円、一般財源が15万6,000円を、補正後の計で財源内訳が、特定財源、国道支出金が3億8,976万9,000円、地方債が6億8,750万円、一般財源が448万5,000円とするものであります。

続いて、10 款教育費、3 項中学校費、事業名が標茶中学校防音事業でございます。補正前の計で、財源内訳でございますが、特定財源の国道支出金1億3,215万1,000円、一般財源が6,214万2,000円を、補正後の計で、国道支出金1億3,220万6,000円、一般財源6,208万7,000円とするものであります。

続いて、10 款教育費、6 項保健体育費、事業名が学校給食共同調理場改築事業。補正前の計で、財源内訳であります。特定財源、国道支出金が9,221万2,000円、地方債が11億1,760万円、一般財源が11万1,000円を、補正額の計で、国道支出金が1億1,806万円、地方債が10億2,290万円、一般財源が6,896万3,000円とするものであります。

以上で、報告第3号の内容説明を終わります。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

(午後4時45分延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 4 番 松 下 哲 也

署名議員 5 番 熊 谷 善 行

署名議員 6 番 鈴 木 裕 美

令和4年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和4年6月8日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 第 2 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
- 第 3 報告第 5号 専決処分した事件の承認について
- 第 4 報告第 6号 事故繰越し繰越計算書の調製について
- 第 5 報告第 7号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 6 議案第29号 標茶町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 第 7 議案第30号 財産の取得について
- 第 8 議案第31号 財産の取得について
- 第 9 議案第32号 工事請負契約の変更について
- 第10 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第35号 釧路公立大学事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 第12 議案第36号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 議案第38号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第13 議案第39号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第40号 標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第41号 釧路町村公平委員会委員の選任について
- 議案第42号 釧路町村公平委員会委員の選任について
- 議案第43号 釧路町村公平委員会委員の選任について
- 第16 議案第44号 令和4年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第45号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第17 議員提案第1号 専決処分事項の指定についての一部改正について
- 第18 意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 第19 意見書案第3号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 第20 意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

- 第21 意見書案第5号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書
- 第22 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
 閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
 閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）
 閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第23 議員派遣について
- 追加 議案第44号 令和4年度標茶町一般会計補正予算
 議案第45号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
 （議案第44号・議案第45号審査特別委員会報告）

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 渡邊定之君 | 2番 類瀬光信君 |
| 3番 長尾式宮君 | 4番 松下哲也君 |
| 5番 熊谷善行君 | 6番 鈴木裕美君 |
| 8番 深見迪君 | 9番 本多耕平君 |
| 10番 黒沼俊幸君 | 11番 鴻池智子君 |
| 12番 後藤勲君 | 13番 菊地誠道君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-----------------|-------|
| 町長 | 佐藤□彦君 |
| 副町長 | 牛崎康人君 |
| 総務課長 | 齊藤正行君 |
| 企画財政課長 | 長野大介君 |
| 税務課長 | 齋藤和伸君 |
| 管理課長 | 山崎浩樹君 |
| 農林課長兼
農委事務局長 | 村山尚君 |
| 住民課長 | 村山新一君 |
| 保健福祉課長 | 浅野隆生君 |
| 建設課長 | 富原稔君 |
| 観光商工課長 | 三船英之君 |
| 水道課長 | 油谷岳人君 |

育成牧場長	若松務君
病院事務長	伊藤順司君
やすらぎ園長	穂刈武人君
教 育 長	島田哲男君
教委管理課長	常陸勝敏君
指 導 室 長	秋山 豊君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部重典君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎報告第3号

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。報告第3号を議題といたします。
本件については、昨日、内容の説明を受けておりますので、審議に入ります。
これより質疑を行います。
初めに、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

鈴木君。

- 6番(鈴木裕美君) 14ページの民生使用料で、軽費老人ホーム使用料が減額になっておりますが、空室があるのかなっていうふうに思うのですが、今現在、何軒空室があるのか伺いたいと、それによる減額なのか。

それと、18ページの観光費補助金、国立公園云々というのが400万円の減額となっておりますが、国の支出金だというふうに思われますが、400万円減額になった理由を伺いたいと思います。

以上です。

- 議長(菊地誠道君) やすらぎ園長・穂刈君。
○やすらぎ園長(穂刈武人君) お答えしたいと思います。

この軽費老人ホーム使用料なのですけれども、当初、32室満室の状態です。予算計上しております。実際、実績としてですね、入居実績20室、ですから12室ですね、入居されていないということで、実績でもっての減額でございます。

- 議長(菊地誠道君) 観光商工課長・三船君。

- 観光商工課長(三船英之君) お答えをいたします。

国立公園等資源整備事業費補助金でございますが、茅沼地区の観光施設のですね、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の補助金になるのですが、執行団体のほうからですね、R3年度分の部分払い9割の残額についても、補助対象となるというふうに言われていたのですが、最終的な精査の結果ですね、その分は対象外となるということで、減額をさせていただいているところでございます。

- 議長(菊地誠道君) 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 対象外の400万円減額という、その対象外の理由というのはわかるのですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） この補助金自体がですね、まだできたばかりで、執行団体のほうもいろいろ苦慮をさせていただいているのですが、環境省とのやりとりの中でですね、3年度分を全額ですね、補助対象としたいということで、かけ合っていたのですが、町が払う9割分については補助対象としますよ、ただし、残りの1割については今回は補助対象とはできませんということで話がありまして。

その理由といたしますか、それは環境省のほうの考え方ですので、こうですよということは、ちょっとなかなか言えないかなというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 22ページ、2目、物品売払収入ですが、277万円のこの内訳についてちょっと知りたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

源泉水売払収入ですが、これは茅沼の温泉をですね、釧路のホテルに売買していた部分でございます。

（「金額」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 3年度の売り払い額は合計で95万9,200円でございます。

（「何のこと言っているかわからない。めん羊と…源泉水と…」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 今申し上げましたのは源泉水の売り払い収入でございます。

（「めん羊の…」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答えいたします。

めん羊売払収入につきましては181万1,000円となっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 17ページの個人番号カード交付金、この事業費と事務費、この内容をちょっと教えていただきたい。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 個人番号カード交付事業補助金と事務費補助金のお尋ねかと思っております。この事業につきましては、個人番号カード交付事業費補助金242万5,000円につきましては、この個人番号カードの通知等の事務をJ-LIS（ジェイリス）という地方公共団体情報システム機構に委託しておりまして、この事務にかかわる町村の負担分がほぼ100%国

の補助金で入ってくるということで、その部分の補助金でございます。

一方、個人番号カード交付事務費補助金304万8,000円、それにつきましては本町で交付をする際の会計年度任用職員の人件費、それから郵便の通信運搬費、それから交付にかかわるパソコンのタブレットの備品等々の合計304万8,000円について、交付事務にかかわる支出をしておりますが、その部分が国の事務費補助金として100%入ってくるという制度で歳入予算で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第3号は承認されました。

◎報告第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。報告第4号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君）（登壇） 報告第4号の内容についてご説明いたします。

このたびの町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」「地方税法施行令等の一部を改正する政令」「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」が、令和4年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、令和4年度分課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同日付で専決処分したものです。

改正の内容につきましては、固定資産課税台帳の閲覧及び証明書交付に係るDV被害の防止の支援措置、固定資産税に係る省エネ改修工事等を行った住宅への特例の拡充、商業地等の負担調整に係る激変緩和措置などであります。

報告第4号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料により説明いたします。

議案説明資料6ページ、報告第4号資料②をお開きください。

報告第4号資料②

区分、町民税、改正項目「1. 寄附金税額控除」で、関係条項は条例第33条の7、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、経過措置の終了に伴い規定を整備するもので、第1項第1号ホ中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る、とするものです。施行につきましては、令和4年4月1日とするものです。

区分、町民税、改正項目「2. 法人の町民税の申告納付」で、関係条項は条例第47条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、関係法令改正に伴い、項の移動をするもので、第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める、とするものです。施行につきましては、改正項目1と同じです。

区分、固定資産税、改正項目「3. 固定資産課税台帳の閲覧の手数料」で、関係条項は条例第72条の2、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、納税義務者のDV被害を防止するため、その支援措置の明確化に向け規定を整備するもので、納税義務者から事前にDV被害の申し出があった場合、総務省令で定める措置を講じたものを閲覧に供するとするもので、第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える、とするものです。施行につきましては令和4年4月1日、適用は別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による、とするものです。

区分、固定資産税、改正項目「4. 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料」で、関係条項は条例第72条の3、改正内容は関係法令改正による規定の整理で、改正項目3と同様、納税義務者のDV被害を防止するため、その支援措置の明確化に向け規定を整備するもので、納税義務者から事前にDV被害の申し出があった場合、総務省令で定

める措置を講じた証明書を交付するとするもので、第1項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える、とするものです。施行及び適用につきましては、改正項目3と同じです。

区分、固定資産税、改正項目「5. 法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」で、関係条項は条例附則第10条の2、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、関係法令の改正に伴い項の移動等をするもので、第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、第3項～第10項につきましては、「附則第15条第27項」を「附則第15条第26項」に改める、とするものです。施行及び適用につきましては、改正項目4のものに加え、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による、とするものです。

区分、固定資産税、改正項目「6. 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」で、関係条項は条例附則第10条の3、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、省エネ改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置の内容を拡充し、適用期限を延長するもので、第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める、とするものです。施行及び適用につきましては、改正項目4と同じです。

区分、固定資産税、改正項目「7. 宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例」で、関係条項は条例附則第12条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、税負担の急激な上昇を抑え、段階的に均衡化を図るための負担調整措置について、現行5%とする負担調整の上昇幅を令和4年度に限り商業地等については2.5%とするもので、第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える、とするものです。施行及び適用につきましては、改正項目6と同じです。

附則につきましては、ただいまの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第4号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） 大変申しわけございません。さきほど報告第3号のご質問の中で、綿羊の売り払い収入なのですが、ちょっと見間違いしておりまして、最終の予算額180万1,000円ですが、最終的な収入の決算としては180万1,690円となりますので、訂正をさせていただきます。申しわけございません。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

◎報告第5号

○議長(菊地誠道君) 日程第3。報告第5号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長(齋藤和伸君)(登壇) 報告第5号の内容についてご説明いたします。

このたびの国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」「地方税法施行令等の一部を改正する政令」「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」が、令和4年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、令和4年度分課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、同日付で専決処分したものでございます。

改正内容につきましては、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額の改正でございます。なお、本件につきましては、4月18日から4月27日の期間において、書面開催により行った「標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」において承認をいただいておりますことを申し添えます。

報告第5号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次のページをお開きください。

専決処分書(写)

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例(平成11年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料により説明いたします。

議案説明資料11ページ、報告第5号資料②をお開きください。

報告第5号資料②

改正項目「1. 課税額」で、条項は条例第2条第2項及び第3項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、課税限度額を引き上げるものです。第2項ただし書き中、基礎課税額については63万円を65万円に、第3項ただし書き中、後期高齢者支援金等課税額については19万円を20万円に引き上げるものです。施行は令和4年4月1日。適用は令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

改正項目「2. 国民健康保険税の減額」、条項は条例第23条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様、基礎課税額の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円から20万円に引き上げるものです。施行及び適用は改正項目1と同じです。

以上で、報告第5号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 専決処分で、上からおりてきたのを条例化したということなのですが、説明をもうちょっと詳しくしていただきたいのですが、63万円を65万円に、19万円を20万円に、これ引き上げた理由というのはありますか。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

課税限度額につきましては、毎年度ではなく、不定期に引き上げる形になるのですが、課税限度額を引き上げることの結果といたしましては、やはり高額所得者から、頭打ちではなくて、より多くの税を賦課して徴収することができるという利点があるかというふうに認識しております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第5号は承認されました。

◎報告第6号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。報告第6号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） 報告第6号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和2年度に地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰り越した光回線敷設事業及び防災施設整備事業につきまして、避けがたい事項のため年度内に支出が終わらなかったものとして、令和4年度に繰り越すものでございます。

なお、光回線敷設事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、世界的な資材不足に伴い、光ケーブル製造においても必要な部材の調達が困難となり整備完了が遅延となったものです。

防災施設整備事業につきましては、戸別受信機の部品とされる半導体工場の災害により納品が困難となり、工期を延長したことによるものであり、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、別紙のとおり、事故繰越し計算書を報告するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書10ページをお開きください。

報告第6号 事故繰越し繰越し計算書の調製について

令和3年度標茶町一般会計事故繰越し繰越し計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告するものであります。

次のページをご覧ください。

「令和3年度標茶町事故繰越し繰越し計算書」でございます。

一般会計、2款総務費、1項総務管理費、事業名は光回線敷設事業、支出負担行為額9億9,543万9,000円、支出未済額9億9,543万9,000円、翌年度繰越額9億9,543万9,000円でございます。財源内訳でございます、既収入特定財源が6億3,260万円、国道支出金が3億6,276万6,000円、一般財源が7万3,000円でございます。

続いて、9款消防費、1項消防費、事業名防災施設整備事業、支出負担行為額1億8,938万5,000円、支出済額は1億360万4,950円、支出未済額8,578万50円、翌年度繰越額8,578万50円でございます。財源内訳でございます、地方債6,780万円、一般財源1,798万50円でございます。合計では支出負担行為額11億8,482万4,000円、支出済額1億360万4,950円、支出未済額10億8,121万9,050円ですので、翌年度繰越額はともに10億8,121万9,050円でございます。財源内訳でございますが、既収入特定財源が6億3,260万円、国道支出金が3億6,276万6,000円、地方債が6,780万円、一般財源が1,805万3,050円でございます。

以上で、報告第6号の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第6号を終了いたします。

◎報告第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。報告第7号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 報告第7号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第13号）及び（第15号）、下水道事業特別会計補正予算（第2号）、簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）で議決またはご承認をいただきました9件の繰越明許費繰越計算書であります。

令和3年度歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない当該事業について、予算の定めるところにより令和4年度に繰り越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書12ページをお開きください。

報告第7号 繰越明許費繰越計算書の調製について

令和3年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

次のページをご覧ください。

令和3年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書でございます。

一般会計でございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名は社会保障・税番号制度システム整備事業、金額は272万8,000円、翌年度繰越額、同額の272万8,000円でございます。財源内訳ですが、国道支出金272万8,000円でございます。一般財源はゼロです。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、事業名は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございます。金額が1億3,047万9,000円でございます。翌年度繰越額が3,800万8,000円でございます。財源内訳ですが、国道支出金が3,800万8,000円でございます。

続いて、同じく民生費、2項児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金事業でございます。金額が1億293万円、翌年度繰越額が330万円。財源内訳ですが、国道支出金が330万円でございます。

続いて、6款農林水産業費、1項農業費、事業名が道営草地整備事業負担金（標茶北部地区）でございます。金額が5,713万3,000円、翌年度繰越額が3,750万円。財源内訳ですが、全て一般財源で3,750万円となっております。

続いて、8款土木費、4項住宅費、事業名は町営住宅建設事業でございます。金額は5億4,712万1,000円、翌年度繰越額が2億4,211万円でございます。財源内訳ですが、国道支出金が9,350万円、地方債が9,350万円、その他が5,500万円、一般財源が11万円となっております。

続いて、10款教育費、2項小学校費、事業名は学校保健特別対策事業、金額は540万円、翌年度繰越額も540万円。財源内訳ですが、国道支出金が270万円、一般財源が270万円となっております。

続きまして、3項中学校費、事業名は学校保健特別対策事業、金額が360万円、翌年度繰越額も同額の360万円。財源内訳ですが、国道支出金が180万円、一般財源が180万円となっております。

合計では、金額が8億4,939万1,000円、翌年度繰越額が3億3,264万6,000円。財源内訳は国道支出金が1億4,203万6,000円、地方債が9,350万円、その他が5,500万円、一般財源が4,211万円でございます。

下水道事業特別会計でございます。2款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、事業名は公共下水道整備事業、金額は5,261万9,000円、翌年度繰越額は5,011万9,000円。財源内訳ですが、国道支出金が2,525万8,000円、地方債が2,470万円、一般財源が16万1,000円となっております。

合計では、金額が5,261万9,000円、翌年度繰越額が5,011万9,000円。財源内訳で国道支出金が2,525万8,000円、地方債が2,470万円、一般財源が16万1,000円でございます。

簡易水道事業特別会計でございます。2款簡易水道事業費、1項簡易水道事業費、事業名は道営農地整備事業負担金。金額が1億1,030万7,000円、翌年度繰越額が4,510万円。財源内訳ですが、地方債が1,400万円、一般財源が3,110万円。

合計では、金額が1億1,030万7,000円、翌年度繰越額が4,510万円。財源内訳では地方債が1,400万円、一般財源が3,110万円でございます。

以上で、報告第7号の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第7号を終了いたします。

◎議案第29号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第29号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 議案第29号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和4年度の過疎対策事業の起債要望申請に係る標茶町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更でございます。当該計画には令和3年度～令和7年度の計画事業が搭載されておりますが、令和4年度に内水処理計画策定事業を追加いたしたいことから、計画の一部を変更するものです。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第29号 標茶町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定に基づき、標茶町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものです。

次のページをお開きください。

別紙、6生活環境の整備（2）その対策の文中でございます、

「・老朽化した都市公園施設の計画的な再整備を進めます。」を

「・老朽化した都市公園施設の計画的な再整備を進めます。

・災害時の内水対策の有効なハード対策の分析を計画書として作成します。」に変更し、

（3）計画（令和3年度～令和7年度）の表中でございます、表は左から事業名、事業内容、事業主体となります、

「（7）過疎地域持続的発展特別事業・生活、標茶町マイホーム応援事業、町」を

「（7）過疎地域持続的発展特別事業・生活、標茶町マイホーム応援事業、町

・防災・防犯、内水処理計画策定事業、町」に変更し、次のページをお開きください、

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分の表中、表は左から持続的発展施策区分、事業名、事業内容、事業主体となります、

「5生活環境の整備、（7）過疎地域持続的発展特別事業・生活、標茶町マイホーム応援事業、町」を

「5生活環境の整備、（7）過疎地域持続的発展特別事業・生活、標茶町マイホーム応援事業、町

・防災・防犯、内水処理計画策定事業、町」に変更する、というものでございます。

以上で、議案第29号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） ただいまの説明で、防犯・防災、内水処理計画策定事業が追加されておりますが、これは具体的にどういうことをしようとしているのか、どこの場所を指しているのかについて、お知らせ願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 事業概要について説明させていただきます。

本町市街地は過去3度において、夏の長雨、それから春先の融雪、大雨に伴ってですね、

釧路川が増水し、それに流れ込むオモチャリ川等々に、逆流するということで、樋門を閉めた。その結果、一部、駅前地区、富士町、桜町にですね、床上・床下浸水があり、平成28年、平成30年、それから令和2年3月には避難指示、避難勧告を出したという経過がございます。

抜本的な対策につきまして、やはり安心・安全な暮らしをするということでは、現時点でやはりこの大雨、釧路川が増水したときに、災害の際にはこれまで国のポンプ車ですとか、そういう要請をした経過がございますが、開発さんからは、やはり、抜本的にこの内水の過去の災害時のですね、釧路川に流れ込む水の分析をして、それを処理する方法を計画書としてまとめたらどうですかというご助言もいただきました。

これからどういったことができるのか、ハード対策、ソフト対策も別には進めておりますが、ハード対策として、過去の災害を分析して、これからどういった方策ができるかというのをですね、主にハードの部分ですけれども、計画書としてしっかりまとめて、次の事業展開に向けた計画書になればということで、今年から3年間かけてですね、計画書にまとめて作り上げていきたいということで、その財源につきまして、今回、過疎債を適用させていただいて、策定費用に充てたいということで、提案申し上げているということでご理解いただきたいと思います。

ごめんなさい、エリアは駅前、それから令和2年3月にはですね、一部、ポン多和川、多和川も越水したということもありまして、そのエリアも含めた市街地、それから多和のポン多和川、多和川流域を計画エリアとして選定している次第でございます。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 今、具体的に2か所、名前が出て。もう一つ、平和地区を通るスガワラ川はどうなりますか。それについてお願いします。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

大変申しわけございません。釧路川に流入する小河川にはですね、オモチャリ川、スガワラ川、多和川、ポン多和川の4つの河川を想定しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号は原案可決されました。

◎議案第30号

○議長(菊地誠道君) 日程第7。議案第30号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

育成牧場長・若松君。

○育成牧場長(若松 務君)(登壇) 議案第30号、提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、育成牧場における農業用作業機械のトラクターの取得であります。現在、育成牧場では、農耕用トラクターを15台所有し、管理、使用しておりますが、取得後30年以上経過のものが6台、20年以上30年未満経過のものが3台、10年以上20年未満経過のものが3台、10年未満のものが3台となっております。

中でも30年以上経過の6台につきましては、経年劣化等により、摩耗、消耗も顕著であり、使用できる作業が限定されております。

これらの状況を考慮し、計画的な機械更新を行うため、30年以上経過し、修復に大きな負担の発生する昭和60年式トラクターの更新機として、トラクター1台を取得し、農作業の効率化を図るものであります。

以下、内容について説明資料とあわせご説明いたします。

議案17ページ、説明資料12ページ、13ページをご覧ください。

議案第30号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

財産の種類、数量は、トラクター1台です。取得の目的は、クボタ定格出力150ps M7-152P1CMSLTHM3-Jです。取得金額は、1,045万円です。取得の相手方は、札幌市西区西町北16丁目1番1号、株式会社北海道クボタ、代表取締役 渡邊弥です。

資料へまいります。

資料12ページ、資料①ですが、入札執行日は令和4年4月8日です。指名業者の状況は、ヤンマーアグリジャパン株式会社、日本ニューホランド株式会社、株式会社北海道クボタ、エム・エス・ケー農業機械株式会社、株式会社キセキ北海道の5社で、1回で落札となりました。納入期限は令和4年12月31日としております。備考といたしまして、予定価格1,476万2,000円で実施いたしました。

13ページ、資料②につきましては、取得するトラクターの同型機の写真と仕様であります。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第30号は原案可決されました。

◎議案第31号

○議長(菊地誠道君) 日程第8。議案第31号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長(山崎浩樹君) 議案第31号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、町有バス車両の購入でございます。路線バスとして運行しているバス7台のうち、平成21年に購入し、累計走行距離52万キロメートルとなった1台について、更新を図るものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書18ページをご覧ください。

議案第31号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

1 財産の種類、数量、路線バス1台。2 取得の目的、日野メルファ2DG-RR2AJDA。3 取得金額、2,693万9,745円。4 取得の相手方、川上郡標茶町字虹別原野693番地1、有限会社菊地自動車整備、代表取締役 菊地茂男となります。

次に入札につきましては、議案説明資料により補足説明いたします。

議案説明資料の14ページをお開きください。

「財産の取得に関する資料」です。入札年月日は令和4年5月20日です。指名業者は木下自工株式会社、釧路トヨタ自動車株式会社標茶店、太陽自動車工業株式会社、東部ダイハツ株式会社、有限会社菊地自動車整備、有限会社小林自動車整備工場の6社で、有限会社菊地自動車整備の落札となりました。納入期限は令和5年2月22日としております。備考の欄ですが、予定価格2,730万2,645円に対しまして、落札率98.67%となりました。

次のページ、15ページですが、中段、規格及び型式のところでは、中型バス（40人乗り）、沼幌線の更新となる車両であります。

以上で、議案第31号の提案趣旨及び内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号は原案可決されました。

◎議案第32号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。議案第32号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君）（登壇） 議案第32号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和3年9月7日議案第57号をもって議決いただき、契約を締結した「標茶中茶安別線 道路改良舗装工事」であります。概数確定及び入札差金を利用し、工事の進捗を図るための拡大設計変更による契約額の変更を行いたいというものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案19ページ、資料16ページをご覧ください。

議案第32号 工事請負契約の変更について

令和3年9月7日議案第57号をもって、議決を経て締結した「標茶中茶安別線 道路改良舗装工事」の請負契約を次のとおり変更する。

契約金額「1億5,950万円」を「1億6,491万2,000円」に変更する。

資料をご覧ください。

変更内容でございますが、準備工、道路付属施設工、構造物撤去工の概数の確定による、変更及び拡大設計変更による改良工事で、延長40メートル、舗装工事で延長55メートル増工

するもので、契約金額を541万2,000円増額する変更を行いたいというものでございます。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号は原案可決されました。

◎議案第33号ないし議案第34号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。議案第33号、議案第34号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君）（登壇） 議案第33号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案20ページ、資料17ページをご覧ください。

議案第33号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、令和3年度桜団地公営住宅S-1号棟住環境改善事業建築主体工事です。契約金額は1億5,829万円です。契約の方法は指名競争入札です。契約の相手方は、川上郡標茶町旭2丁目8番23号、株式会社サトケン、代表取締役 佐藤紀寿です。

資料へまいります。

工事概要は改修工事で、鉄筋コンクリート造3階建1棟13戸、面積が1,046.95平方メートルです。工事場所は桜です。指名業者の状況ですが、有限会社丸ホ星工務店、株式会社サトケン、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の6社で

入札を行った結果、1回で落札しました。入札執行日は令和4年5月27日です。竣工予定日は令和4年12月16日です。新規・継続の別は、新規です。備考といたしまして、予定価格1億6,116万1,000円で実施いたしました。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

続きまして、議案第34号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案21ページ、資料18ページをご覧ください。

議案第34号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、令和3年度桜団地公営住宅S-1号棟住環境改善事業附帯機械設備工事です。契約金額は4,881万8,000円です。契約の方法は指名競争入札です。契約の相手方は、川上郡標茶町平和8丁目23番地、株式会社永昌工業、代表取締役 柿崎晃寛です。

資料へまいります。

工事概要は改修工事で、鉄筋コンクリート造3階建1棟13戸です。機械設備の撤去・回収及び揚油設備の増設です。工事場所は桜です。指名業者の状況ですが、株式会社永昌工業、有限会社服部組、株式会社三浦ポンプ機械店、総合設備株式会社、太平洋設備株式会社、株式会社近藤設備工業、榊設備工業株式会社、株式会社共立の8社で入札を行った結果、1回で落札いたしました。入札執行日は令和4年5月27日です。竣工予定日は令和4年12月16日です。新規・継続の別は、新規です。備考といたしまして、予定価格5,017万1,000円で実施しました。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 改修工事ですから、今2件、建築主体と機械設備がありました。電気設備もあると思うのですが、それは、改修ですから、細かいことだと思いますけれども、その辺は建築主体とか、どちらかに含まれているのですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 附帯電気設備工事につきましても、別件で発注いたします。これにつきましては、予定価格が5,000万円以上になっていなかったの、議決案件になっていなかったということで、今回提案されておられません。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより議題2案を一括して採決いたします。

議題2案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号、議案第33号は原案可決されました。

◎議案第35号

○議長(菊地誠道君) 日程第11。議案第35号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

(「休憩」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

さきほど議案名の中でですね、32号、33号と申し上げましたが、33号、34号と訂正をしたいと思います。

日程第11。議案第35号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長(長野大介君)(登壇) 議案第35号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、令和5年4月の公立大学法人化に向け、法人化に伴う組合の共同処理する事務の記載について変更になったこと、また大学の記載方法について変更になるため、各組合同規約の一部を変更する必要が生じました。これら組合の規約改正には組合を組織する市町村議会の議決が必要であり、ご提案申し上げるものです。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書22ページ、議案説明資料19ページの新旧対照表をお開きください。

議案第35号 釧路公立大学事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

釧路公立大学事務組合の共同処理する事務及び規約を変更することの協議について、地方

自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

次のページをお開きください。

釧路公立大学事務組合同約の一部を改正する規約について

釧路公立大学事務組合同約の一部を次のように改正するものです。

第3条は、法人化に伴う組合の共同処理する事務の記載について、根拠法令を明示した条文に改めるため、第3条を次のように改める。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づく公立大学法人の設立及び同法の規定により設立団体が行うこととされる事項に関する事務を共同処理するものです。

次に、第13条第2項第1号及び第2号中「大学」を「釧路公立大学」に改めるものです。

附則といたしまして、この規約は令和5年4月1日から施行するというものです。

以上で、議案第35号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号は原案可決されました。

◎議案第36号ないし議案第38号

○議長（菊地誠道君） 日程第12。議案第36号、議案第37号、議案第38号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第36号、議案第37号及び議案第38号の提案趣旨並びに内容について、一括してご説明いたします。

本3案につきましては、改正趣旨が同じでありますので、あわせて提案趣旨を申し上げます。

「北海道市町村職員退職手当組合」、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」及び「北海道市町村総合事務組合」の構成団体に新たに「上川中部福祉事務組合」が加入することになったため、各組合同規約の一部を変更する必要となったものでございます。

これらの規約変更にあたっては、地方自治法の規定により、組合組織する団体の協議が必要であり、よって規約の一部変更について議会の議決を求めるため、提案するものでございます。

以下、内容については、提案議案ごとにご説明いたします。

初めに、議案第36号です。改正にあたっては、議案説明資料の20ページに規約変更の新旧対照表を添付しております。ご参照いただきければと思います。

それでは、議案書24ページをご覧ください。

議案第36号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について

北海道市町村職員退職手当組合同規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

次ページにまいります。

北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合同規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「上川中部福祉事務組合」を加える。

附則としまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第36号の内容説明を終わります。

続いて、議案第37号の内容説明をいたします。議案書26ページをご覧ください。議案説明資料では、21ページに規約変更の新旧対照表を添付しておりますので、あわせてご覧ください。

議案書26ページです。

議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものです。

次ページにまいります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部福祉事務組合」を加える。

附則としまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第37号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第38号の内容説明をいたします。議案書28ページをご覧ください。議案説明資料では、22ページに規約変更の新旧対照表を添付しておりますので、あわせてご覧ください。

議案書28ページです。

議案第38号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について

北海道市町村総合事務組合格約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものです。

次ページにまいります。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合格約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1上川総合振興局（30）の項中「(30)」を「(31)」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附則としまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上で、議案第36号、議案第37号、議案第38号の内容説明を終わります

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより議題3案を一括して質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案3案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題3案を一括して採決いたします。

議題3案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号、議案第37号、議案第38号は原案可決されました。

◎議案第39号

○議長（菊地誠道君） 日程第13。議案第39号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君）（登壇） 議案第39号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨にのっとり、被保険者の医療費の支出に応じ、応能分と応益分からなる保険税の負担を求め、それをもって国民健康保険の事業運営の安定化を図るものであります。

平成30年度から始まりました国民健康保険の都道府県化により、保険税については納付金という形で財政運営の責任主体である北海道に納めることとなっております。

また、持続可能かつ安定的な国保運営を目指すため、赤字のある市町村においては、決算補填等を目的とした法定外繰入の解消が求められることとなり、該当となる市町村は段階的に赤字を解消するべく取り組んでいるところであり、本町においては、1年前倒しで平成29年度～令和9年度の計画を立て、法定外繰入の解消を目指しているところであります。

また、北海道が激変緩和策として、保険税の引き上げ率を2%以内とする基準を示したことを受け、この基準の達成と、さらに所得金額が300万円の世帯における保険税の引き上げ幅を7,500円程度に抑える税率改正を行う内容としております。

また、北海道の標準保険料率の算定に係る賦課方式が所得割、均等割、平等割の3方式となっていることから、令和9年度までに資産割を廃止することもあわせた税率改正の計画を進めているところであり、今年度は計画の6年目になります。

なお、本案につきましては、5月18日から27日の期間にかけて書面により行った、「標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に諮問し、原案による答申をいただいておりますことを申し添えます。

議案第39号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料により説明いたします。

議案説明資料30ページ、議案第39号資料②をお開きください。

議案説明資料、議案第39号資料②、改正項目「1. 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」で、条項は条例第3条第1項、改正内容は税率の改正で、基礎課税額分の所得割額の税率を100分の5.35から100分の5.78に引き上げるものです。施行は公布の日、適用は令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以下の改正項目につきましては、施行日及び適用は同じとなりますので、説明を省略させていただきます。

改正項目「2. 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額」で、条項は条例第4条、改正内容は税率の改正で、基礎課税額分の資産割額の税率を100分の13.2から100分の11.0に引き下げるものです。

改正項目「3. 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」で、条項は条例第5条、改正内容は税率の改正で、基礎課税額分の被保険者1人当たりの均等割額を2万4,500円から2万5,000円に引き上げるものです。

改正項目「4. 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」で、条項は条例第5条の2第1号から第3号、改正内容は税率の改正で、基礎課税額分の1世帯当たりの平等割額について、第1号特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は2万3,000円を2万2,500円に、第2号特定世帯は1万1,500円を1万1,250円に、第3号特定継続世帯は1万7,250円を1万6,875円に引き下げるものです。

改正項目「5. 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額」で、条項は条例第6条、改正内容は税率の改正で、後期高齢者支援金等課税額分の所得割額の税率を100分の2.44から100分の2.45に引き上げるものです。

改正項目「6. 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額」で、条項は条例第7条の2第1号から第3号、改正内容は税率の改正で、後期高齢者支援金等課税額分の1世帯当たりの平等割額について、第1号特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は7,000円を6,500円に、第2号特定世帯は3,500円を3,250円に、第3号特定継続世帯は5,250円を4,875円に引き下げるものです。

改正項目「7. 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額」で、条項は条例第9条の2、改正内容は税率の改正で、介護納付金課税額の1世帯当たりの平等割額を9,000円から8,500円に引き下げるものです。

改正項目「8. 国民健康保険税の減額」で、条項は条例第23条、改正内容は7割、5割、2割の減額及び未就学児の被保険者均等割額の減額の改正で、第1項は7割、5割、2割の減額における被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改正になります。第1項第1号は、7割減額、軽減に係る規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は1万7,150円を1万7,500円に引き上げ、イの基礎課税額分の世帯別平等割額は、(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1万6,100円を1万5,750円に、(イ)特定世帯は8,050円を7,875円に、(ウ)特定継続世帯は1万2,075円を1万1,813円に引き下げ、エの後期高齢者支援金等課税額分の世帯別平等割額は、(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は4,900円を4,550円に、(イ)特定世帯は2,450円を2,275円に、(ウ)特定継続世帯は3,675円を3,413円に引き下げ、カの介護納付金課税の世帯別平等割額は6,300円を5,950円に引き下げるものです。

同項第2号は、5割減額、軽減に係る規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は1万2,250円を1万2,500円に引き上げ、イの基礎課税額分の世帯別平等割額は、(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1万1,500円を1万1,250円に、(イ)特定世帯は5,750円を

5,625円に、(ウ) 特定継続世帯は8,625円を8,438円に引き下げ、エの後期高齢者支援金等課税額分の世帯別平等割額は、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は3,500円を3,250円に、(イ) 特定世帯は1,750円を1,625円に、(ウ) 特定継続世帯は2,625円を2,438円に引き下げ、カの介護納付金課税の世帯別平等割額は4,500円を4,250円に引き下げるものです。

同項第3号は、2割減額、軽減に係る規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は4,900円を5,000円に引き上げ、イの基礎課税額分の世帯別平等割額は、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は4,600円を4,500円に、(イ) 特定世帯は2,300円を2,250円に、(ウ) 特定継続世帯は3,450円を3,375円に引き下げ、エの後期高齢者支援金等課税額分の世帯別平等割額は、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1,400円を1,300円に、(イ) 特定世帯は700円を650円に、(ウ) 特定継続世帯は1,050円を975円に引き下げ、カの介護納付金課税の世帯別平等割額は1,800円を1,700円に引き下げるものです。

第2項は未就学児の被保険者均等割額の減額に係る改正で、第1号未就学児の基礎課税額分の被保険者均等割額で、ア7割減額軽減世帯の未就学児の被保険者均等割額は3,675円を3,750円に、イ5割減額軽減世帯の未就学児の被保険者均等割額は6,125円を6,250円に、ウ2割減額軽減世帯の未就学児の被保険者均等割額は9,800円を10,000円に、エアからウに掲げる世帯以外の世帯の未就学児の被保険者均等割額は12,250円を12,500円に引き上げるものです。附則につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

以上で、議案第39号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 内容がなかなか複雑で、そして所得階層がたくさんあって、今の説明をさらっと聞いただけではわかりづらいのですけれども、印象としては、低所得者の均等割が上がると。それから、全体としても均等割が上がって平等割は下がると。私は均等割については、廃止すべきでないかという主張をたびたびしてきたのですが、全体として、私の印象ですが、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

本町が平成29年度に立てました税率改正の計画、令和9年度を最終年度としております。この計画の中で、基礎課税分、後期分、介護分とありまして、いずれも均等割を上げて、平等割を下げる計画内容としております。

こういった税率の改正の中で、資産割を廃止して、所得割を上げるという内容にしているわけなのですが、例年、5月の時期に改正税率の試算をしているわけなのですが、この中で結果といたしましては、応能割合と応益割合の傾向は、令和元年度以降ですね、平均で約0.2%ほど、応益割合が増える結果となっております。

理由といたしましては、所得の影響を主に大きく受けるということで、その年度ごとの被

保険者の所得状況や世帯数、被保険者数によって、応益割合というのは決まってきます。全体の課税所得の減少幅が大きければ、所得割の税率を上げてても結果的に応益割合の方が高くなることもあります。毎年、被保険者の所得に増減があるほか、少子高齢化やその他の原因による世帯数、被保険者数の減少、また、不定期に課税限度額の改正や応益割の軽減基準の見直しなど、制度の改正もあります。その中で、激変緩和による緩和措置をとる中で、赤字解消と資産割廃止を目指した計画を進めるところでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 私、一貫して、赤字解消方針には、ずっと反対はしてきたのですがね。結局、今の話でいきますと、階層でみますとね、どの階層が上げ幅が大きくなるかというのわかりますか。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

今回の改正により、300万円の世帯につきましては、計画どおり税率改正による上げ幅が7,361円、これは基礎分、後期分、介護分、合わせた金額になります。

どの階層の負担が増えるのかということにつきましては、所得金額が950万円の世帯について、負担が増える内容となっております。それ以上の階層につきましては、限度額に達するというので、逆に増加額が減る結果となっております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） さきほど、令和9年度が最終年度として赤字解消の着地点になると。赤字解消がね、令和9年度でね、計画は終わるのだという話をしました。それとあわせて、ざっくり言って、応益割の人たちがね、増える傾向にあつて、応能割が減る傾向にあるって。ま、確認ですけれども。そういうことで、よろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

本町の結果といたしましては、平成30年度以降、課税所得が減少傾向にありますので、結果として、応益割合が増えているということでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） よろしいです。起立多数であります。

よって、議案第39号は原案可決されました。

◎議案第40号

○議長（菊地誠道君） 日程第14。議案第40号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第40号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、公職選挙法施行令が改正となり国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常はがき等の作成の公営に要する経費に係る限度額等が引き上げられました。

これを準用している「標茶町の議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」のそれぞれの限度額等について、所要の改正が必要となることから一部を改正したいというものでございます。

本町では、5月11日開催の選挙管理委員会で条例改正についてご審議いただき、改正法の趣旨に鑑み、一部改正が適当である旨の申し出をいただいたことから、このたびご提案申し上げる次第でございます。

以下、内容についてご説明いたします。議案書33ページをご覧ください。また、議案説明資料は、35ページから新旧対照表となっておりますのであわせてご覧ください。

議案書33ページです。

議案第40号 標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページにまいります。

標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号アは、一般運送契約以外で選挙運動用の車両を借り上げた場合の自動車借り上げ代を、1日1台上限1万5,800円を公費負担することとしておりましたが、この上限を1万6,100円に改正するものです。

また、同号イの部分につきましては、選挙運動用車両に給油した燃料の公費負担の計算で

使用する1日当たりの金額を7,560円と定めておりましたが、これを7,700円に改正するものです。条文にまいります。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条は、候補者が選挙用のビラを作成するにあたり、公費負担額と支払いの手続を定めた条文であり、これまでは1枚当たりの単価の上限を7円51銭と定めていましたが、これを7円73銭に改めるものです。条文にまいります。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条は、候補者が選挙運動用ポスターを作成するにあたり、公費負担額と支払い手続を定めた条文であり、これまでは1枚当たりの費用の計算の単価を525円6銭と定めておりましたが、これを541円31銭に改めるものです。条文にまいります。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に改める。

附則としまして、第1項、この条例は、公布の日から施行する、第2項、この条例による改正後の標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

以上で、議案第40号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号は原案可決されました。

◎議案第41号ないし議案第43号

○議長（菊地誠道君） 日程第15。議案第41号、議案第42号、議案第43号を一括議題といたします。

議題3案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤凸彦君）（登壇） 議案第41号、議案第42号及び議案第43号の提案趣旨並びに内容の説明をいたします。

各案につきましては、鉏路町村公平委員会委員の選任についてで、議会の同意を求めるものであります。

公平委員につきましては、職員の勤務条件等に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置をとることなどを主な任務として、地方公務員法第7条の規定により、それぞれの地方公共団体が条例で置くこととされており、ご案内のとおり鉏路管内におきましては、共同で設置しているところであります。

公平委員会の委員は3名で、任期は4年です。

現在の委員の任期は本年7月31日で満了となることから、地方公務員法第9条の2の規定により、次の3名を鉏路町村公平委員会委員に選任いたしたく、同条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第41号につきましては、鉏路町北都2丁目3番地9の及川晃仁氏で、生年月日は昭和32年11月12日であります。

議案第42号につきましては、弟子屈町美里6丁目7番12号の山本節子氏で、生年月日は昭和32年4月30日であります。

議案第43号につきましては、鶴居村鶴居東2丁目27番地の中尾義行氏で、生年月日は昭和30年12月20日であります。

略歴につきましては別紙のとおりであり、子細については省略をいたしますが、お三方とも地方自治体行政を通じて豊かな識見を有し、人格高潔にて、適任と考え提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどお願いを申し上げ、以上で、議案第41号、議案第42号、議案第43号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 議題3案の審議を行います。

これより質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。

初めに、議案第41号から行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、議案第43号の質疑を終わります。

以上で、議題3案の質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

議題3案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

議題3案は、起立により一括で採決いたします。

議題3案について、いずれも原案同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第41号、議案第42号、議案第43号は原案同意されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後12時58分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第44号ないし議案第45号

○議長（菊地誠道君） 日程第16。議案第44号、議案第45号を一括議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 議案第44号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和4年度一般会計補正予算（第2号）であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け、本町においても実施計画を策定し、それぞれの事業に要する経費とその他国の補助を受けたコロナ対策に要する経費などとして、歳入歳出それぞれ1億3,266万1,000円を追加し、総額を121億6,228万8,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、学校給食費等子育て支援事業152万円、新型コロナウイルス感染症対策商品券事業プレミアム商品券で735万円、新型コロナウイルス感染症対策地域商品券発行事業4,655万2,000円、子育て世帯生活支援特別給付金事業505万5,000円、4回目の新型コロナワクチン接種事業で1,746万5,000円、図書館システム導入事業等で1,059万4,000円などを計上いたしました。

他会計への繰り出しにつきましては、介護保険事業特別会計で1,290万円を追加しております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の増額で収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

令和4年度標茶町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度標茶町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,266万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億6,228万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」でございます。

1 過疎対策事業、建設機械整備、補正前の限度額2億3,900万円に460万円を増額し、補正後の限度額2億4,360万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

合計では12億6,700万円に460万円を増額し、12億7,160万円とするものです。

20ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額が12億6,700万円から、補正額460万円を増額し、補正後の額を12億7,160万円とするものです。当該年度末現在高見込額ですが、補正前の額137億7,040万5,000円から補正額460万円を増額し、補正後の額を137億7,500万5,000円とするものです。

以上で、報告第44号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第45号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、介護サービス事業勘定において、新型コロナウイルス感染症対策備品として、デイサービスセンターでシャワーキャリーほか1件、やすらぎ園で特殊入浴装置ほか1件の備品購入費を追加し、歳入歳出それぞれ1,290万円を増額し、総額で6億2,989万1,000円とするものでございま

す。

なお、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした、一般会計からの繰入金により収支を整えたところであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書 1 ページをご覧ください。

令和 4 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,290 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 2,989 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

8 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2 ページ、3 ページの「第 1 表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 45 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました 2 案は、直ちに議長を除く 11 名で構成する「議案第 44 号・議案第 45 号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題 2 案は、議長を除く 11 名で構成する「議案第 44 号・議案第 45 号審査特別委員会」に付託し、審査することに決定をいたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1 時 25 分

再開 午後 3 時 25 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議員提案第 1 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 17。議員提案第 1 号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

9番・本多君。

○9番（本多耕平君）（登壇） 議員提案第1号、専決処分事項の指定についての一部改正、その提案趣旨並びに内容について説明いたします。

地方自治法第180条第1項に規定により、議会の権限に属する軽易な事項で、その議会により特に指定されたものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができるかとされております。

本案につきましては、平成29年9月6日に議決された専決処分事項の指定のうち、竣工期日の変更に関するものを、本町の工事請負契約の内容と整合性を図るため削除したいので、議決を求めるものであります。

それでは内容を説明いたします。

本則第2項第2号を削り、第1号の号名を削る。

以上で、専決処分事項の指定についての一部改正について、提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

議題となりました議員提案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案については、質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号は原案可決されました。

◎意見書案第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第18。意見書案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。
これより、意見書案第2号を採決いたします。
意見書案を原案可決してご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案第2号は原案可決されました。
なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎意見書案第3号

○議長（菊地誠道君） 日程第19。意見書案第3号を議題といたします。
お諮りいたします。
議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。
これより、意見書案第3号を採決いたします。
意見書案を原案可決してご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案第3号は原案可決されました。
なお、本意見書は議長において関係行政庁へ提出をいたします。

◎意見書案第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第20。意見書案第4号を議題といたします。
お諮りいたします。
議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明

と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第4号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、意見書案第4号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎意見書案第5号

○議長(菊地誠道君) 日程第21。意見書案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第5号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立少数であります。

よって、意見書案第5号は原案否決されました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（菊地誠道君） 日程第22。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定をいたしました。

◎議員派遣について

○議長（菊地誠道君） 日程第23。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定をいたしました。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま、議案第44号・議案第45号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号、議案第45号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第44号ないし議案第45号

○議長（菊地誠道君） 議案第44号、議案第45号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

なお、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号、議案第45号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和4年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

（午後3時33分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 4 番 松 下 哲 也

署名議員 5 番 熊 谷 善 行

署名議員 6 番 鈴 木 裕 美